

強靱なスウェーデンの 国家と社会

在スウェーデン日本国特命全権大使

渡邊 芳樹



2011年8月13日DN紙

【まとめ】

「平等と連帯と安心」の政治から「自由と尊厳と責任」の政治へと政治の風景は大きく転換しているが、「社会（政治・政府及び国民相互）に対する強い信頼（ストロング・ソーシャルトラスト）」と「過激なまでの個人主義（ラディカル・インディヴィデュアリズム）」はスウェーデン・モデルの基礎として機能を発揮し、強靱な対応力で国際経済の激動を乗り切っている。

そうした基礎に立って、健全財政原則の堅持、就労第一原則の徹底、平等に高負担を求めつつ活力ある社会を構築する税制への高い信頼、公的年金制度の安定化、男女共同参画による少子化社会からの脱却、国民番号の幅広い活用と透明性の高い効率的社会の構築、積極的移民政策と社会統合政策の展開、緊縮政策の回避と社会保障・雇用政策の幅広いネットワークの展開が行われている。

2011年11月

- ・在スウェーデン日本国公使館付陸軍武官
小野寺信少将の軍服(1945年当時のもの)
- ・小野寺信・百合子夫妻は(社)スウェーデン
社会研究所(松前重義会長、大平正芳理事
長1967年設立)の主要な発起人



【はじめに】 スウェーデンにおける対日世論調査結果(抜粋)

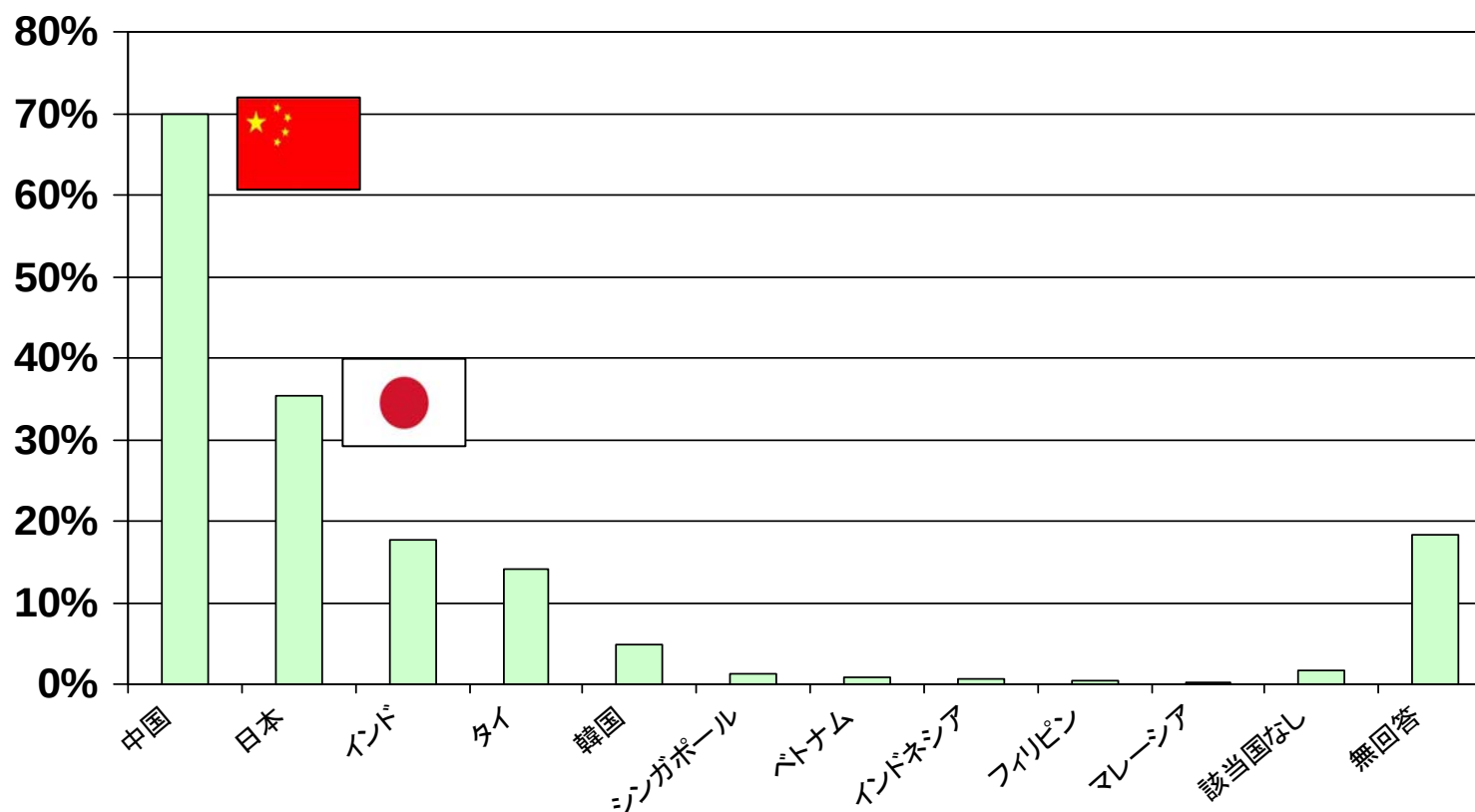
実施時期:平成23年3月(東日本大震災以前)

対象数:1000人

方法:ウェブ(メール)調査

男女比:50%、50%

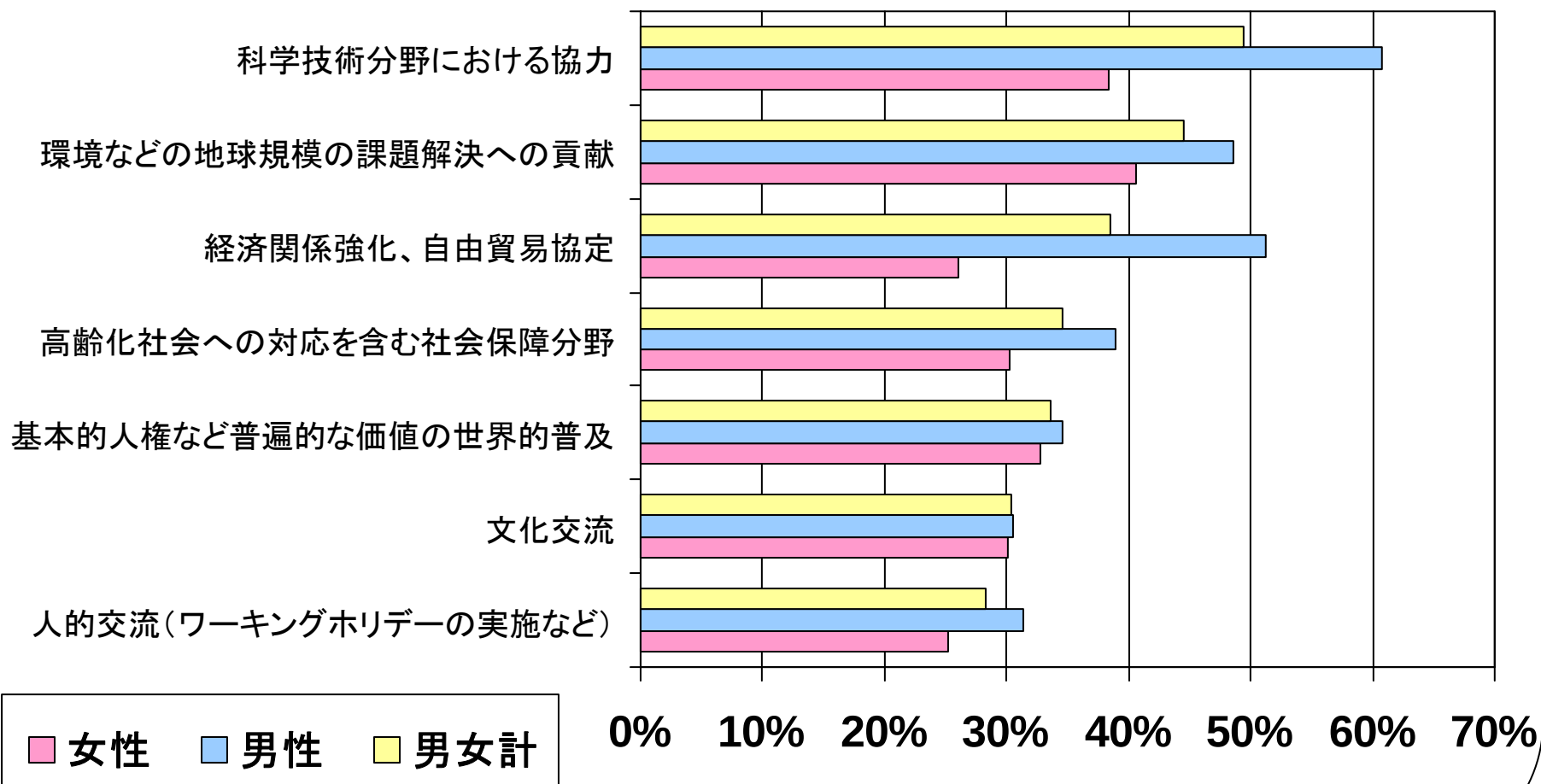
問:アジア地域の中で次のどの国・地域がスウェーデンにとり最も重要ですか。
(回答は2つまで)



【はじめに】 スウェーデンにおける対日世論調査結果(抜粋)

問: 日本とスウェーデンが今後関係を強化していくべきと考える分野はどれですか。
(複数回答)

(以下、選択肢13のうち上位7位)



【はじめに】 国内政治風景の変化

Dagens Nyheter • FREDAG 25 NOVEMBER 2011

2011年11月25日DN紙掲載 ()内は10月調査との比較

「今日、国会選挙があったら、あなたはどの政党に投票しますか？」

Om det var riksdagsval i dag, vilket parti skulle du rösta på då?

Syovaste genomförde 2009 telefonintervjuer under perioden 7-23 november 2011 med ett riksrepresentativt urval svenska medborgare. Grafik DN.

Socialdemokraterna

Har en riktigt jobbig period bakom sig med motsägliga besked och interna strider.

Vänsterpartiet

Har Pärsonen lite i bakvatten i väntan på nästa partiledare.

Miljöpartiet

De rådgöras framgångslag. Utnyttjar krisen i S.

Sverigedemokraterna

Verkar ha stabiliserat sig på ett väljarsed långt från procent.

Center

Närvarer en Annis Löf-efekt. Har betydligt bättre stöd än i somras.

Folkpartiet

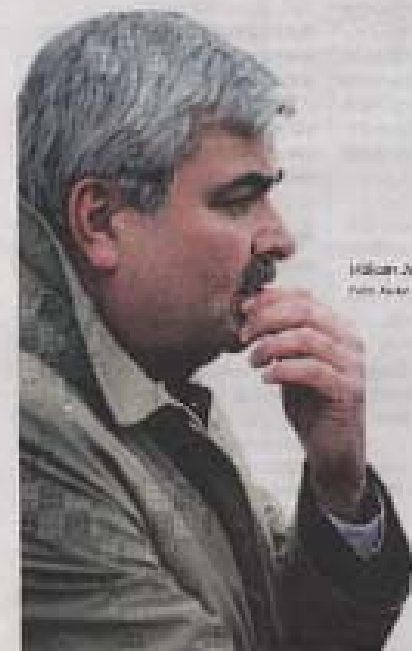
Ar tämligen osynliga och har ungefär samma stöd månad efter månad.

Kristdemokraterna

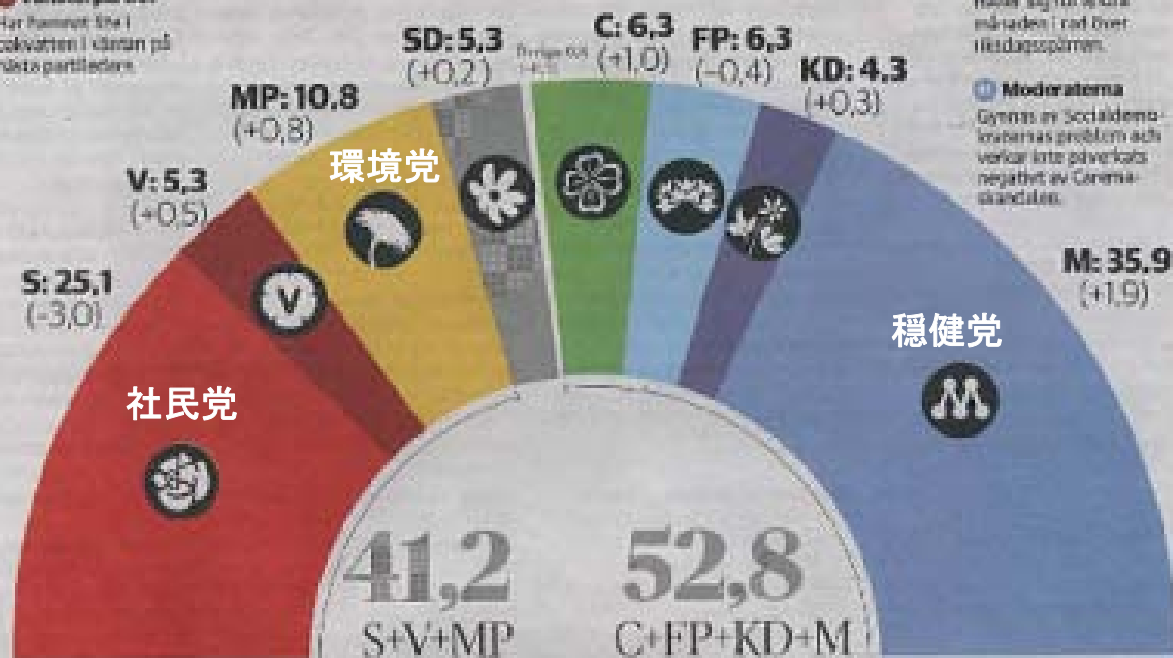
Håller sig för andra måraden i rad över riksdagsvalen.

Moderaterna

Gynnas av Socialdemokraternas problem och verkar inte påverkats negativt av Göran Perssons skandal.



Johann Almqvist
Foto: Johan Elia



【はじめに】スウェーデン「食の国」政策推進

2008年、スウェーデン政府が「2020年までに新料理国家 (new culinary nation) として確立する」とのビジョンを策定

1. 目的

スウェーデン食文化の普及や食品産業への投資により、

1. スウェーデン産食品の輸出拡大

2010年 スウェーデン食品輸出の割合は、
全スウェーデン輸出の約4.7% (540億スウェーデン・クローナ)

→目標: 2015年までに上記を2倍

2. 関連分野の雇用促進

2020年までに2万人の雇用創出

3. スウェーデンへの観光推進

⇒成長

⇒スウェーデンへの良好なイメージ醸成による海外におけるスウェーデンビジネス価値の普及、
国益及び他国との長期的関係の向上

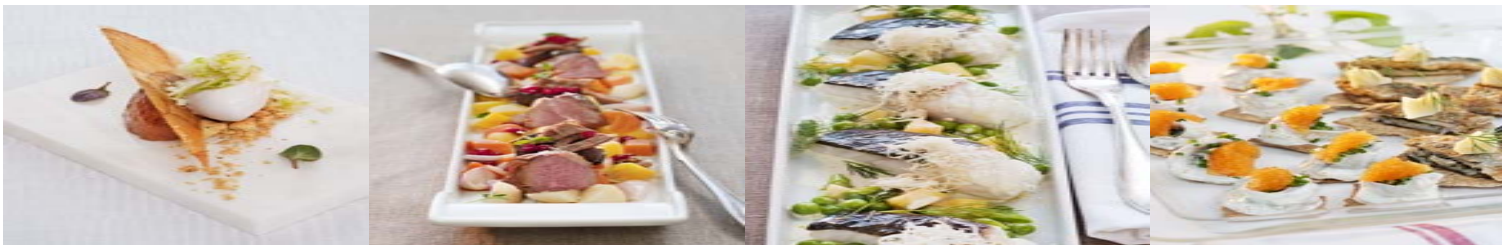
2. アクション・プラン

1. 第一次生産 環境・動物への配慮、安全性
2. 加工食品 食品輸出を2020年までに倍増
3. 学校や福祉施設の食事の質を向上
4. グルメの促進→観光
5. 外食産業の数・質を向上

3. 具体的な方策の一例

在外のスウェーデン大使公邸をスウェーデン料理普及の拠点として活用

- スウェーデン料理のデジタル・レシピ集をボキューズ・ドールでスウェーデン代表を務めたシェフ等監修及び当国オーレブロー大学調理学部協力の下、作成し、
 - ・スウェーデン大使公邸料理人に配布
 - ・スウェーデン・インスティテュートのウェブサイトに掲載 (3日に1度更新) (<http://blogs.sweden.se/food>)
- 現地雇用の公邸料理人を対象としたスウェーデン料理研修を2011年5月に実施 (於: オーレブロー大学)
- オーレブロー大学にて、「(スウェーデン) 外交団のための大使館料理 (Embassy's Meal for Diplomatic Representation)」を2011年9月に開講 (4つのコースからなる10週間のプログラム)



【はじめに】 The Nordic Way - Shared norms for the new reality -

【2011年2月 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議) スウェーデン資料(前文抄訳)】

WORLD ECONOMIC FORUM DAVOS 2011
SHARED NORMS FOR THE NEW REALITY

新たな現実のための規範の共有

北欧の何が特別なのか？

世界経済フォーラムの国際比較指標のみならず、様々な国際比較において、北欧諸国はたいていいつでもトップ圏に位置している。16の異なる指標(競争力、生産性、成長、生活の質、繁栄、平等など)を一つに集約した指標においては、4つの主要北欧諸国(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド)はトップに名を連ねている。

その理由は何か？ 北欧諸国特有の共通モデルのようなものがあるのか、もしそうであれば、それは今後持続するのか？ 世界の他の地域においても持続可能なものなのか？

この資料では、北欧社会の今日の成功に関して私たちがもっともだと考えている説明の断片をお伝えしたい。これらの経験が、私たちの行動への理解を深め、議論のヒントとなり、そして世界の他の地域の発展につながれば、大変喜ばしいことである。共通の価値観は、他との価値観と経験の共有によっても発生するものであるから。

北欧諸国が先般の金融危機から大きく回復できたのは、先の1980年代・90年代の北欧地域における深刻な危機の結果であると考えられる。この危機の間、北欧諸国はそれぞれの経済を、時には既存の規制や税システムの破壊によって、刷新・近代化した。

クラス・エクルンド(スウェーデン銀行・シニアエコノミスト、ルンド大学経済学非常勤講師)は、本資料の「北欧資本主義—学んだ教訓」において、私たちが見つけるべくは、危機から自由になる「北欧モデル」ではなく、むしろ深刻な危機を効果的に舵取りする方法である「北欧の経験」であると述べている。しかしながら、なぜ北欧諸国がこれらの課題に対応することができたのか。この点、「社会統合」が厳しい改革実現を可能とする役割を果たしてきたと考えられる。

ヘンリック・ベリーグレン(歴史家・前ダーゲンス・ニーヘテル紙政治部編集者)とラーシュ・トレーゴルド(歴史家・エルスタ・シェンダール大学教授)は、本資料の「社会的信頼と徹底的な個人主義」において、この論点について述べている。

多くの人が、北欧諸国を社会主義と資本主義のある種の折衷型としてみている。ベリーグレンとトレーゴルドは、これは当たっていないと言う。かわりに、極端な個人主義と、効率的市場経済のための創意工夫をこらした土台でかたどられた強い国家の結合であると述べている。法令、慣習、あるいは家族における道徳的義務による縛りが少なく、男女個人が市場経済において、生産的労働のためにより柔軟・有効になっている。性の平等は、他の欧州諸国と比べても高い出生率と労働市場への女性の参加につながっている。

経済的パフォーマンスもまた、大抵の場合は法律と密接で賄賂の少ない社会的信頼により提供され、低い処理費用となることが大きな利点となっている。いくつかの研究によると、北欧諸国は、最も近代的・個人主義的な国々であり、また、広い社会的信頼に特徴付けられた、最も顕著な国々であるとされる。

私たちは、3人の筆者と同様、価値観の共有は十分でないと考えている。価値観は、組織、ルール、そして法令に転化されなければならない。文化的・社会的価値観が国境を越えることは簡単なことではないが、うまく機能することが立証された制度や政策は、他国のためのインスピレーションに役立つかもしれない。

2010年12月20日 ストックホルム ヤコブ・ワレンベリ(投資家) クリスティナ・パーション(Golbal Utmaning and The Norden Association 代表)

【はじめに】 ラインフェルト首相施政方針演説(2011年9月15日)



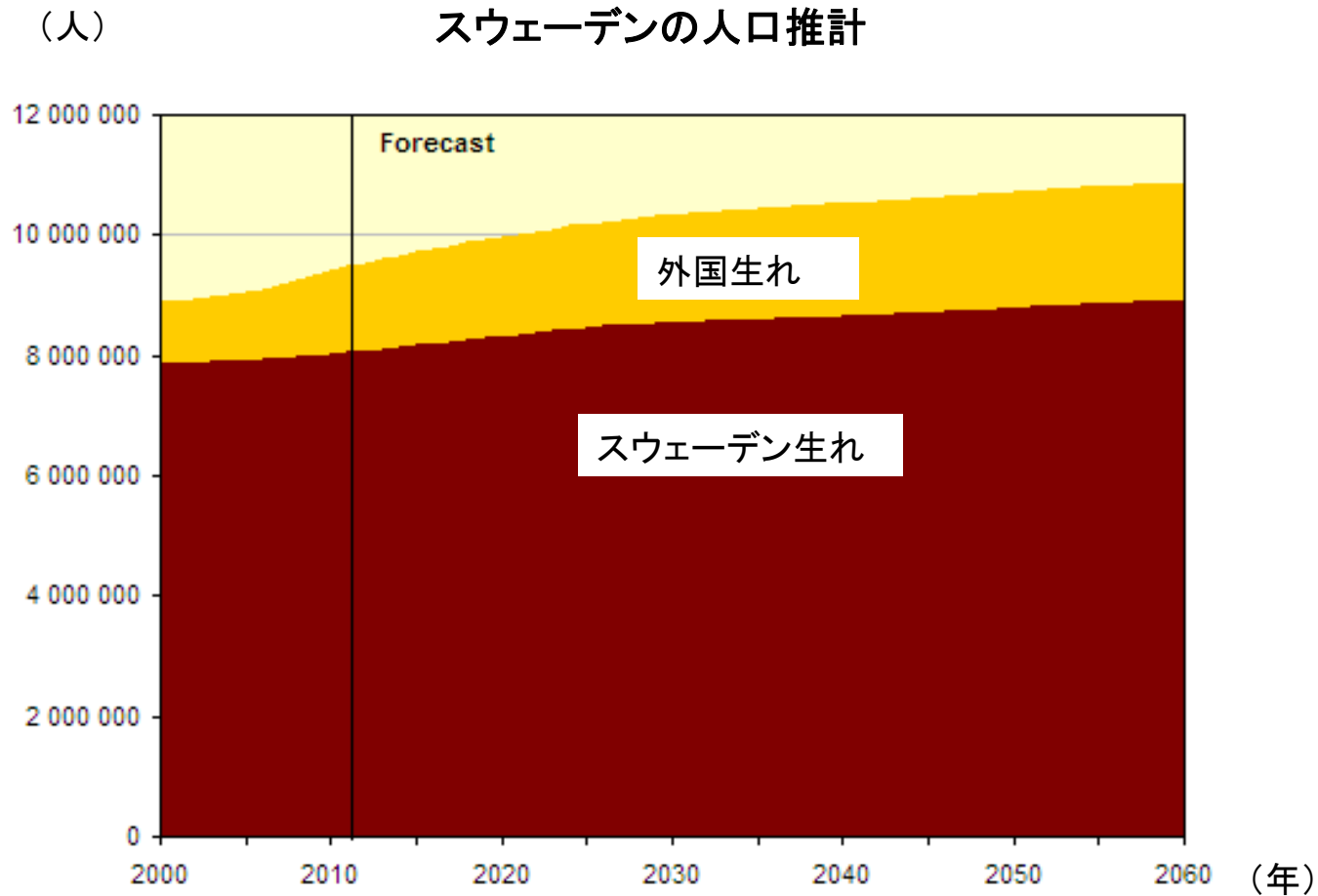
(抜粋・抄訳)

・スウェーデンは先般の金融危機に耐え、他国よりも力強く回復した。他国の公的財政が崩壊の危機にある中、私たちは安定している。他国の経済が減速する中、私たちは成長している。他国が疑心暗鬼に悩まされる中、私たちは信頼を築き上げている。

- ・高い成長とともにあるスウェーデンは、より多くの人が就労し、雇用は増大している。財政は、赤字がなく債務が減少する均衡の状態に戻っている。これこそが世界中が債務危機に陥る中で、私たちが今、力強く立っている理由である。この強固な状況を維持し守らなければならない。責任を果たす時である。
- ・責任を果たす時である。スウェーデンとスウェーデン経済に責任を果たす重要性を強調したい。統制不能の赤字が生じるような、財政的裏付けのない発案により、私たちの安全を危機にさらすことがあってはならない。それは雇用や福祉を守ることにではなく、ただ、不確実と不安定を生み出すだけである。未来を作るものではない。
- ・責任を果たす時である。核となる福祉事業は削減から守られなければならない。学校、医療、社会サービスが将来もあり続けることにより、人々は安心を得る。家計と企業は、増税から守られなければならない。雇用政策を強化しなければならない。結束を守らなければならない。
- ・政府の最終目標は、スウェーデンを完全雇用に導くことである。社会的疎外は抑えられ、より多くの人々が就労を通じて日々の生活での活力を得ることとなる。「就労第一」の原則は堅持する。雇用政策にはいくつかの柱がある。仕事をやりがいのあるものにしたい。雇用が増えるよう起業を支援し、仕事の多様性を生み出したい。労働者がより容易に起業できるようにしたい。
- ・責任を果たす時である。スウェーデンへの責任を果たす。今の世代、そして将来の世代のために。不確実性に対抗するための施策を優先させる。歳出削減その他の緊縮的な施策は行わない。代わりに、雇用、福祉、治安を守るために、歩を進める。
- ・未来は、子供たちが愛情を感じ、要求に直面し、責任を果たし、他への配慮を学ぶことができるようなしっかりとした養育により始まる。完全雇用への道は学校から始まる。未来への重要な投資である。
- ・スウェーデンを、将来にわたり良質な福祉システムを有する国としたい。これは完全雇用という目標の先に通じているものである。一步一步、これは、福祉システムを強化し、より多くの人々が恩恵を受けられるようにすることができるということである。
- ・安心できる未来は、地域社会の精神と、他国との協力においてのみ構築される。スウェーデンは、平和、自由、そして、ヨーロッパ・世界の調和を声高に叫ばなければならない。民主主義、国際法、人権は私たちの外交政策の基礎となる。
- ・他のEU諸国や北欧諸国が災害やテロに遭遇したとき、我が国が受身でいられないことは明らかである。スウェーデンがそのような事態に遭遇したとき、これらの国は同様の行動をとるであろうから。
- ・世界の債務危機の嵐は、スウェーデン国民にも不安を与えている。皆、影響を受けるのではないかと心配している。これは将来の信頼をすり減らしている。深刻にとらえなければならない。
- ・嵐に立ち向かうのであれば、責任を果たし、正しいことを行わなければならないのは政治家だけではない。スウェーデン全体が、責任を果たさなければならない。

【はじめに】 人口が増大するスウェーデン

- ・スウェーデンの人口は今後も増大する見込み。(移民による増大が大きく寄与)

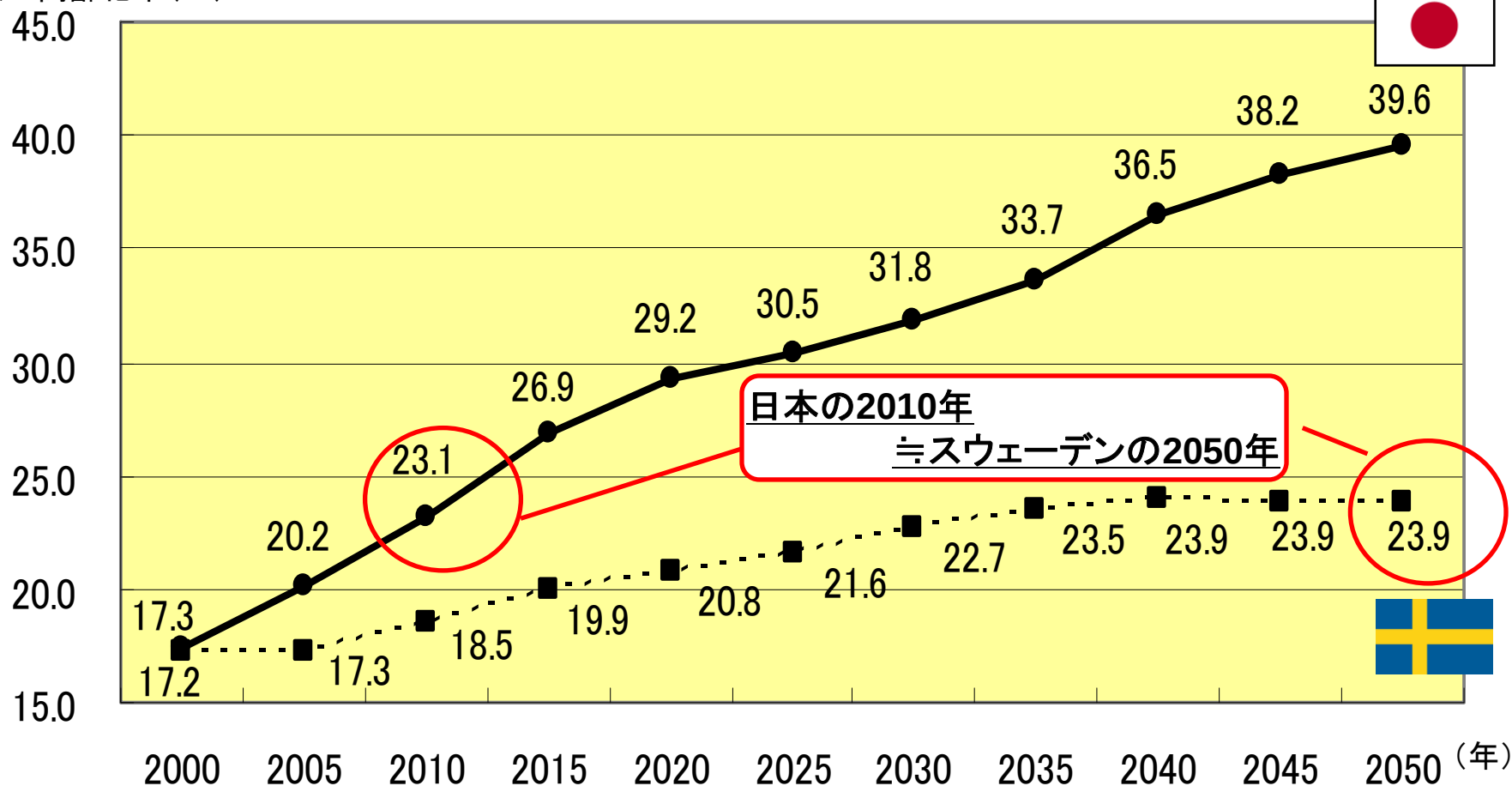


【出所】スウェーデン統計庁

【はじめに】 高齢化の進展の比較

- ・高齢化の進展について、現在の日本はスウェーデンの2050年の姿。
- ・ただし、80歳以上人口の割合をみると、両国は近い姿。(2010年 日本:6.2% スウェーデン5.3%)

人口高齢化率(%)



※人口高齢化率:全人口に占める65歳以上人口の割合。

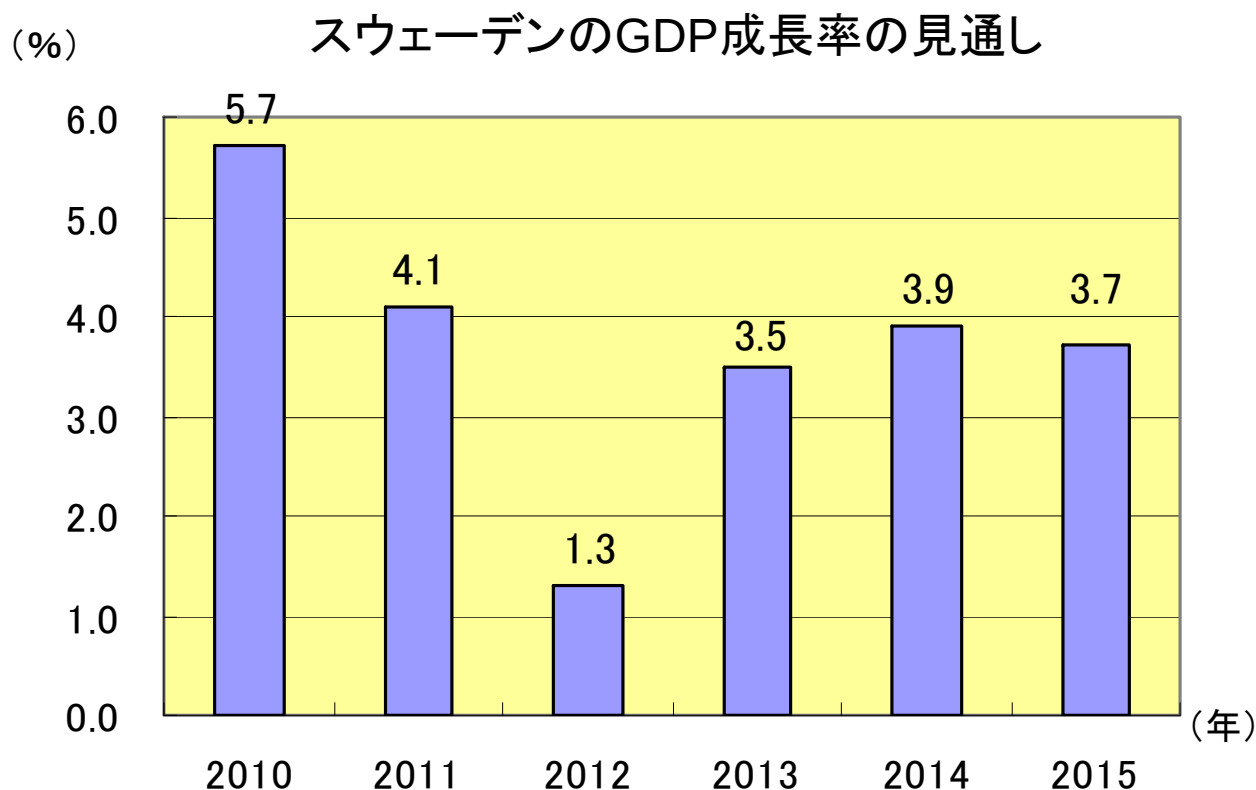
【出所】

日本:国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成18年12月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値

スウェーデン:統計庁資料

【はじめに】 スウェーデン経済の動向

- ・2008年以降の経済・金融危機から大きく回復し、2010年は前年比5%を越える高成長を記録。
- ・今般の米・ユーロ圏の公的債務問題に端を発する世界経済の不確実性の増大を受け、2012年は低成長を見込んでいる。
- ・その後はこれらの問題に適切な対応がなされることを前提に、一定の成長を見込んでいる。

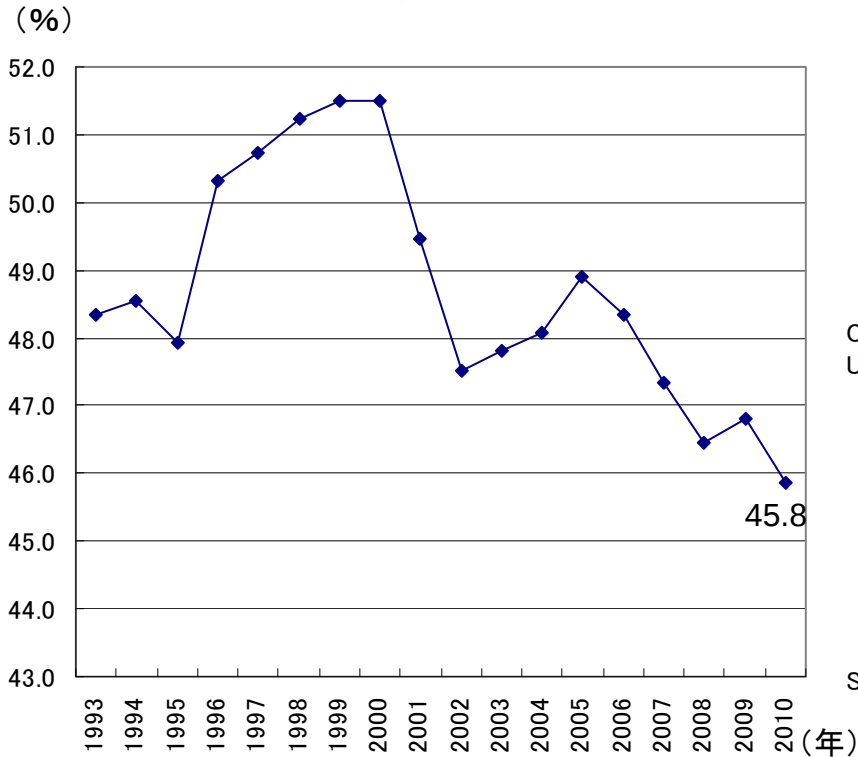


(経済財政見通し(2011年9月スウェーデン財務省)より作成)

【はじめに】 国民負担の推移

- スウェーデンは、引き続きOECD諸国の中で高い水準にあるものの、かつての「高負担」から、近年は徐々に減少傾向にある。

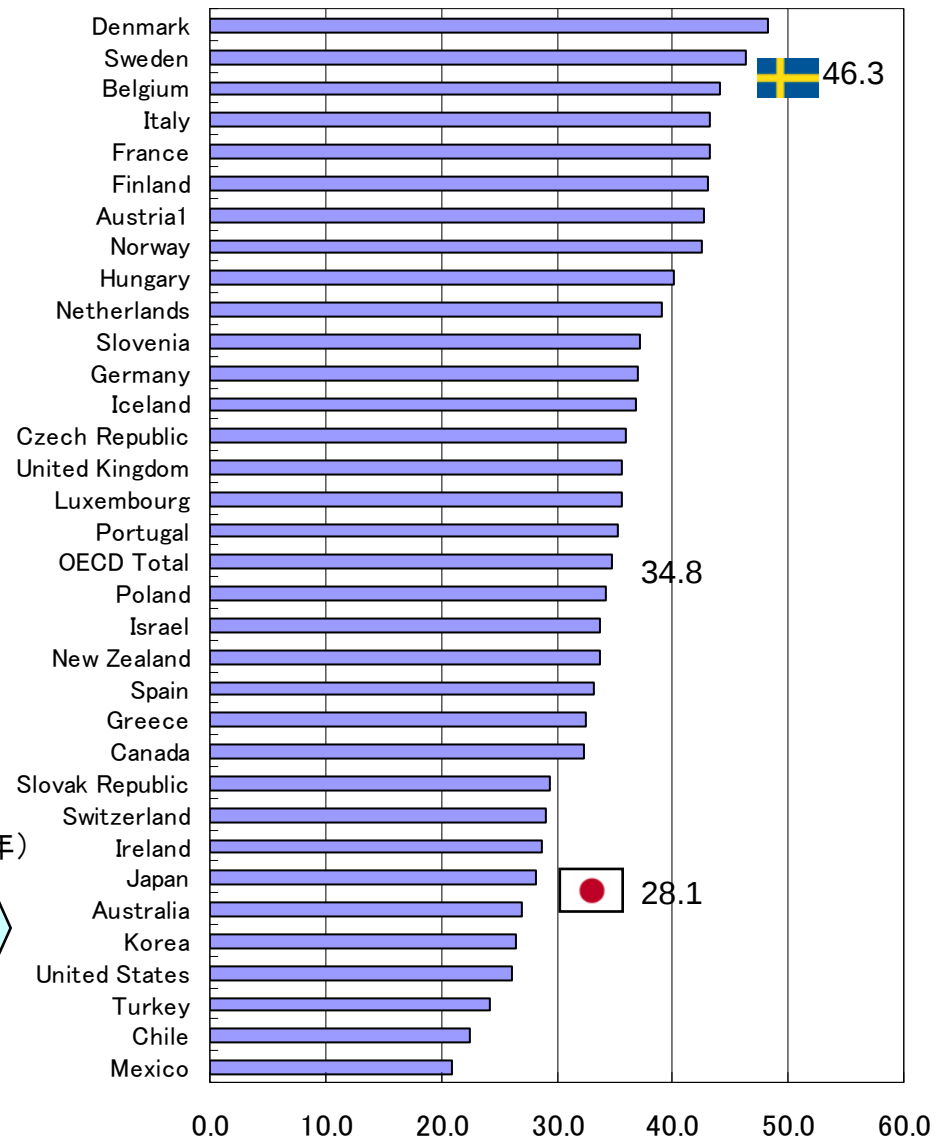
スウェーデンの租税負担(対GDP比)の推移



* 2009年・2010年は見込み値

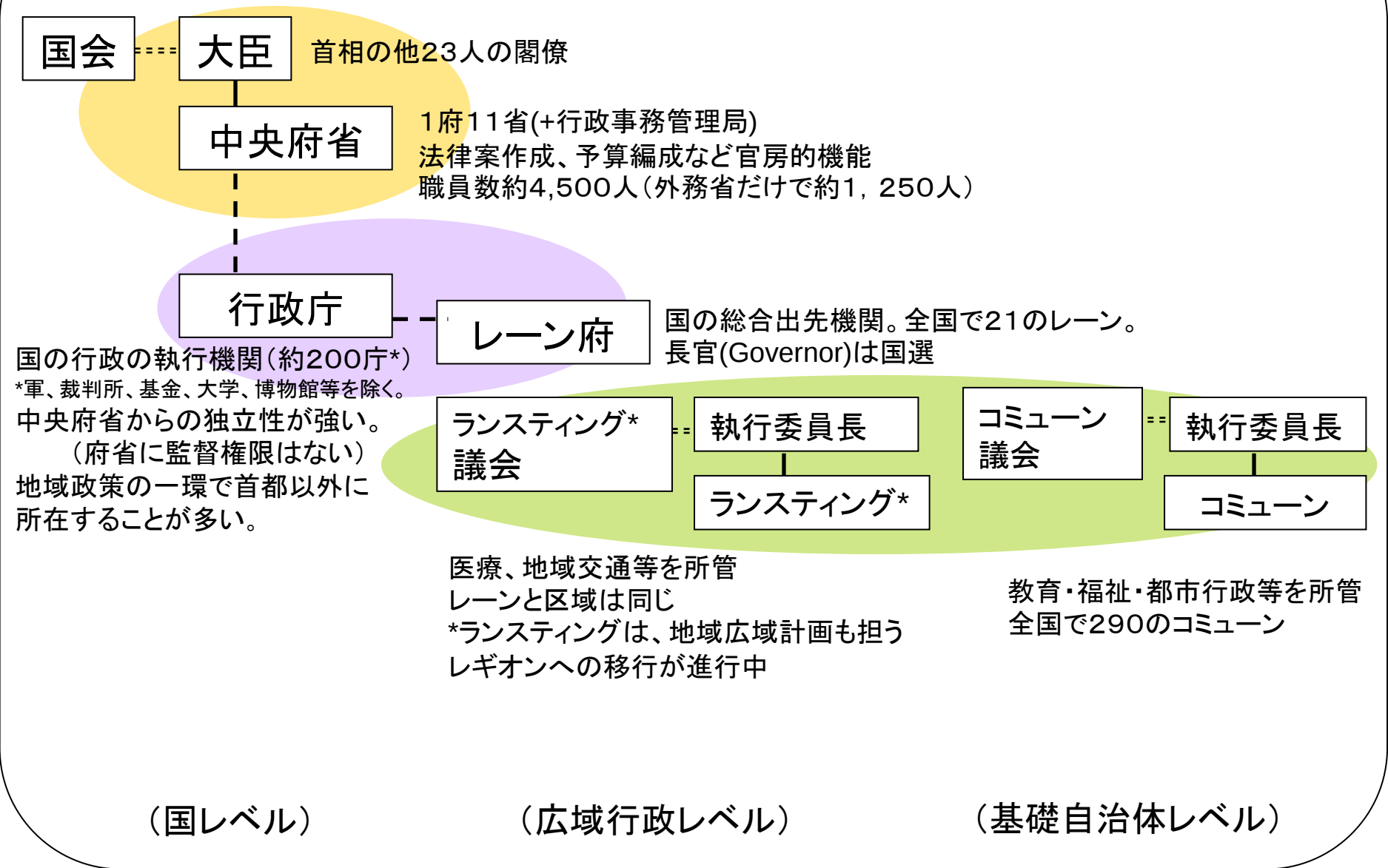
【出所】スウェーデン統計庁

OECD諸国の租税負担(2008年・対GDP比)



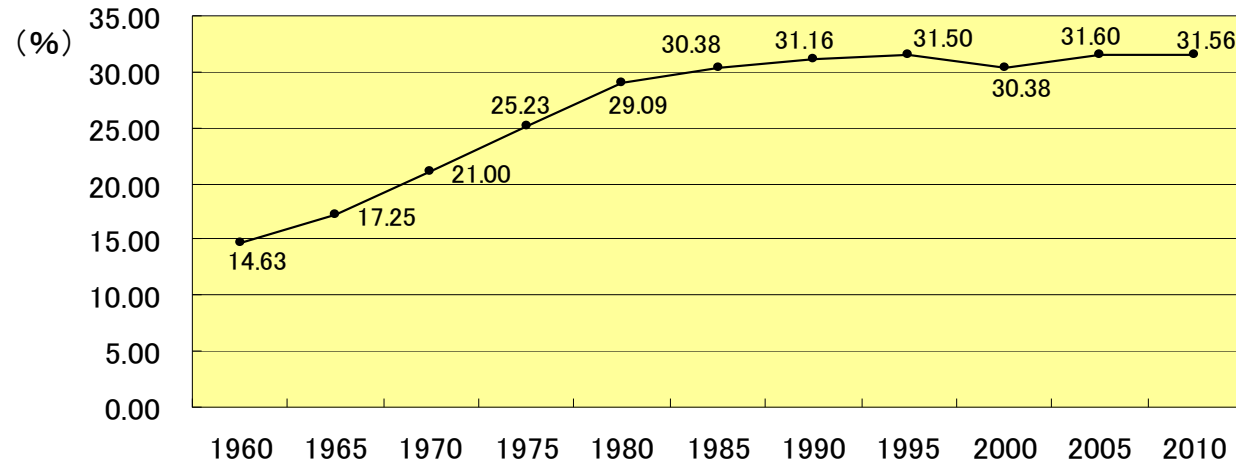
【出所】OECD Revenue Statistics 2010

【はじめに】スウェーデンの統治機構



【はじめに】 スウェーデンの税制（参考：住民所得税）

住民所得税率（全国平均値）の推移



1980年代以降は概ね
30～31%台で推移

※2000年以前は教区税（1%前後）を含む

住民所得税の税率（2010年：高い自治体順）

●全国平均値 31.56%（コミュン：20.74% ランスティング：10.87%）

(%)	計	コミュン（市）	ランスティング（県）	所在地（県）
1 R agunda	34.17	23.57	10.60	J ä m t l ä n d s l ä n
2 D a l s - E d	34.09	23.64	10.45	V ä s t r a G ö t a l ä n d s l ä n
3 S o l l e f t e å	34.08	23.09	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
4 H ä m ö s a n d	34.03	23.04	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
5 Å n g e	34.02	23.03	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
6 Ö c k e l b o	33.97	22.80	11.17	G ä v l e b o r g s l ä n
283 S t o c k h o l m	29.58	17.48	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
285 D a n d e r y d	29.30	17.20	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
286 S t a f f a n s t o r p	29.28	18.89	10.39	S k å n e l ä n
287 S o l h a	29.22	17.12	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
288 Ö r k e l j u n g a	29.15	18.76	10.39	S k å n e l ä n
289 K ä v l i n g e	28.90	18.51	10.39	S k å n e l ä n
290 V e l l i n g e	28.89	18.50	10.39	S k å n e l ä n

1997～2009年の年平均伸率

保健健康関係支出	5.30%
高齢者関係支出	3.99%
GDP（名目）	4.04%

地方（特に北部）は高税率、
都市部は低税率の傾向

【はじめに】 スウェーデンの高齢者介護・医療をめぐる議論の一例

2011年8月15日 ダーゲンスニーヘーテル紙 投書欄

スウェーデンの高齢者介護は恥ずべきものとなってきている。

不幸にも、自治体は民間企業から介護サービスを買うために多くのお金を費やし、介護分野における民間企業のシェアは極めて増大することが見込まれるという状況にある。

公的財政により賄われる介護のうち約50%が、今日では民間企業により提供されており、その割合は将来に向けて大きく拡大することが見込まれている。10年後には介護の4分の1は民間企業により経営され、それは結果として介護の利益が最終的に匿名のベンチャーキャピタルの手に渡る事となるのである。

介護サービスの大手、アテンド、アレリス、カピオは、民間介護企業の中で揺るぎない地位を築いている。

これらのグループ企業は、ベンチャーキャピタルに所有されている。彼らは表から隠れており、数億クローナについて国税庁とトラブルになっている。強欲が、医療介護の質の重大な悪化をもたらしている中で、税金逃れについて語らないことは不可能である。

在宅介護を受けている高齢者の中には、彼らの良質な生活に責任を負っている介護スタッフについて、あてにすることができないと感じている人々がいる。外出が一週間に4時間に制限されること、これは高齢者介護の多くの問題ある部分の一つといえる。外出に関して言えば、飼い犬の方がましな状況にある。

また、高齢者介護分野で雇用されている者のあまりにも多くが、必要な能力と教養を有していないと言うことができ、これは当然介護に悪い影響を与えている。

民間介護会社は、税金逃れとお金の追求に費やす時間を減らし、かわりに介護の質を向上させることに力を費やすべきである。

自治体が悪影響を考慮せず、民間介護会社からサービスを買うのに莫大な支出を費やしていることは、許し難い失敗と言わざるをえない。

ヘンリー・グロハーゲン(ソルナ在住)

2011年8月28日 エクスプレッセン紙

高齢者特別住居で、入居者の死で賭け事

90歳のマリアンネは、セールゴーデン老人ホームへの引っ越しを全て一人で行った。

今般、3人の従業員が、彼女の死を対象として賭け事を行い、彼女の遺体を侮辱したことについて、警察に告発された。

「とても悲しく、そして残念である。そんなことができるなんて信じられない。」孫娘のサンナは語った。それはサンナがヴェクショーの郊外・ロットネにあるセールゴーデン老人ホームの祖母マリアンネを最後に訪れてから、2週間後のことだった。

「私はそこにいて、さよならと言った。祖母はとても疲れていて、私は終わりが近いと理解した。」その2日後、マリアンネは亡くなった。

1週間後、サンナは新たな衝撃的な情報を聞かされた。数人の同老人ホームの従業員が、彼女の祖母の遺体を侮辱したという。

有期雇用でその時に勤務していた従業員が、何が起きていたかを上司に報告した。マリアンネが亡くなったその夜、その従業員は同老人ホームで数年働いている他の4人のスタッフと共に働いていた。そのスタッフたちは、お金を出し合い、マリアンネがいつ亡くなるかを賭けていた。そして、彼女が亡くなった後、彼女にサングラスをかけドレスアップし、彼女の部屋で寸劇を行った。

「信じられない暴力であり、全く許し難い。」同老人ホームを経営するアテンド(※会社名)のヨナス・モリアン語った。

同会社は、3名の従業員を死者冒流の罪で警察に告発した。これらの従業員は罪を認め、そして既に解雇されている。

サンナは、彼女の愛する祖母のそのような死から、未だ立ち直れないでいる。アテンドはこの事件について、引き続き内部調査を行っている。

高齢者への在宅看護は悪くなってきている

地域看護師は初期診療、特に在宅看護において、独特の役割を担っている。専門的な資格と教養を持つこの地域看護師は、家庭での患者の回りに存在する複雑な構図を理解している。在宅看護を受ける患者は、自分自身で移動して外来受診することができず、それ故に在宅看護を必要としている。看護師は、様々な専門家と患者を繋ぐ糸となるのである。多くの場合、地域看護師は、患者が唯一面会する人物ということにさえなるかもしれない。

政治家の決定によると、2012年、この地域看護師の役割は強化される。予防医療のための高齢者との健康相談に焦点が当てられており、また、在宅看護を受ける患者について、医薬品の処方が見直される。

私には同意することしかできないが、現実を見ると、これは機能的でない。地域看護師になるための学習と職務に励む間中、私は地域看護師の労働環境が全くもって非現実的であると感じていた。

高齢者の数は益々増加しており、これは病気の人が増えているのに等しい。電話による要求、そして患者の家での対応は、対応可能な時間をはるかに越えている。

私は同僚が職務を果たそうとする中で如何に苦痛を感じているか、そして、如何にフラストレーションがたまっているかを知っている。熱意ある同僚が半年で辞めてしまったり、ストレスで病気になり早期退職を希望する時、何かが全くもって間違っていると感じる。全てはフルタイム職を前提に考えられており、これは誰もその職務から一時も離れられないということの意味する。合理的か？全くもって違う。

地域看護師は、良質の医療を提供し、また、政治家がつけた優先順位に従って、例えば健康相談といった予防医療を実施するための時間を持ちたいと願っている。しかし、これには要求に合った水準の人的資源(看護師の人数)が必要である。

私自身について言えば、大きな悲しみとフラストレーションを感じ、地域看護師となるための学習を辞めることを選んだ。今の在宅看護の仕事に魅力を感じない。ストックホルム県の在宅看護の姿を描く上では、それによる影響分析を行うことが適切だと思う。

初期医療を担当する政治家、役人に聞きたい。「この状況を改善するために、この政策に責任を持つあなたは何かができるの？」

アネリ・カールソン(地域看護師見習い・セーデルテリエ在住)

【はじめに】 高齢者ケア部門への民間企業の参入について

(民間経営老人ホームにおける不祥事案を受けての動き)

■ 高齢者ケアサービス部門における民間企業参入の拡大

- ・高齢者ケアサービスはかつては主としてコミュン直営により提供されていたが、中道右派政権の下、民間参入を推進
ー コミュンが入札によりサービス提供主体を決定する(=民間企業も参入可能に)とともに、サービス提供主体を住民が選択する「住民選択制」について、2010年に導入促進のための法整備を実施
- ー 民間参入は急速に拡大中。ホームヘルプサービス(利用時間ベース)、特別住居(入居者数ベース)の約2割がコミュン以外の事業者により提供されている(2010年)

■ 民間企業参入に対する批判

問題点1: 国民の税金を財源としながら、企業が利益を上げ、その利益がサービスの質に還元されていないこと

問題点2: 企業が本社を法人税非課税地域(タックスヘブン)に置く投資会社に保有され、企業利益が投資会社に流れてスウェーデンの徴税から逃れていること

※最大野党・社会民主党は、福祉分野への民間参入について批判的(ただし、完全否定するものではない)

■ 民間企業「カリーマ・ケア」経営の老人ホームにおける不祥事案と政府の動き

不祥事案の報道

- ・2011年10月以降、民間企業「カリーマ・ケア」が経営する老人ホーム(高齢者特別住居)「Koppargården」等における不適切な高齢者ケアの実態について、新聞紙上で連日報道がなされた。

例) 職員の訓練不足・人数不足による不十分なケア・看護、落下事故の頻繁な発生、多くの入居者が栄養失調、家族への金銭による問題の口止め、不衛生な施設 等

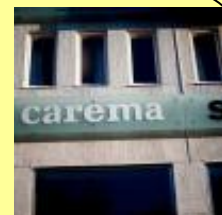
政府・コミュン(市)の対応(11月14日発表)

【政府の対応】※高齢者・子ども担当、財務、法務各大臣の共同記者会見により発表

- ・地方自治体連合会による各自治体への契約業務支援、保健福祉庁による民間事業者のサービスの質の分析、調達指針の作成(37.5億クローナ規模)
- ・民間事業者への適切な課税(租税回避阻止)のための検討を推進し、必要な法整備を早期に行う。
- ・不適切な対応に関して外部に情報提供した民間企業職員の保護について検討

カリーマ・ケア(Carema Care AB)

- ・スウェーデンにおいて高齢者ケア(約140ユニット、在宅・施設合わせて対象者1万人超)や障害者ケア等のサービスを提供
- ・北欧で医療・介護サービス事業を展開する民間企業 Ambeaのグループ会社。なお、Ambeaは投資会社 Triton 及びKKRが共同保有
- ・グループ会社として医療サービスを提供する「Carema Health Care」がある。



【ストックホルム市(委託元)の対応】

- ・同施設の運営に関し、カリーマ・ケアとの契約を打ち切り(当面は市直営で運営)
- ・医師等の参加、抜き打ち検査の増加等、監査の強化
- ・高齢者特別住居の新規入札の停止

【はじめに】 在留邦人から見たスウェーデン

在留邦人から大使へのお手紙より(抜粋)

客観的にスウェーデンを見ていると、所謂“偉い人”という概念がないのではないかと思ったりします。例えば、ある日、Gamla stanの銀行で順番待ちをしていた時にふと前の人を見てどこかで見た顔だなと思ってもういちどみてみますとアスク法相でした。彼女も当たり前のように帰ってきました。政治家にしてもそれ程自分が偉いとは思っていないような感じだし、国民も自分達と同じ様に労働している職業の一つぐらいしか考えていない感じです。

(中略)

更に外国人でも一旦滞在許可証をもらえば、全ての制度がスウェーデン人と同等の権利が得られる公正社会には感心します。同じように働き、税金を払えば、医療・福祉など全てスウェーデン人同等の制度が受けられる。当たり前のことが当たり前に行われている社会でもあります。

(中略)

私はスウェーデン人に“スウェーデン人と日本人はよく似ているよ”と言っています。勤勉さ、真面目さ、無口で控えめな性格、自然を好む、整理整頓好きなどよく性格が似ていると思っています。ただ違うのは税制度の違いだけです。税財源をいかに公正・平等に有効に社会に還元しているかの違いです。そのベースは政治家と国民の信頼で成り立っていると思っています。

【説明要旨】 独特の存在感を発揮する国と普通の国への流れ

- ・大北方戦争(18世紀初頭)及びナポレオン戦争(19世紀初頭)以来、200年余り戦争を回避
- ・EU加盟(1995年。ただし非ユーロ)
- ・非同盟中立政策の微修正(2008年「孤立主義」からの脱却)
- ・NATO-PfP(パートナーシップ・フォー・ピース)プログラム参加
(ボスニア・コソボ・アフガニスタン・リビア作戦への参加)
- ・軍政改革—徴兵制から志願兵制への移行(2010～2014)
- ・GDP5割を占める貿易依存。自由貿易を道具立てに人権・民主主義・法の支配を追求する外交
- ・対ロシア政策の重要性
(瑞・露政治経済関係の安定、東方パートナーシップの推進、日瑞防衛協議の開始)
- ・少子化のおそれのない社会における積極的移民政策
- ・徹底した財政均衡主義の実現(単年度財政均衡と長期債務削減、緊縮政策は不採用)
と高福祉高負担の微修正(国民負担率の低下傾向、家族政策、ボランティア)
- ・リーマンショック及び今回のギリシャに発する金融危機でも経済社会の影響は
最小限の強靱な経済



※犯罪発生率増加への対応

※イスラム系自爆テロの発生

【説明要旨】 スウェーデン政治の行方

- ・継続した保守中道政権による政治状況の大きな変化
（実用主義と大衆主義による静かなる改革の進行）
- ・二度連続総選挙で敗れた社民党の政権復帰の可能性
（社民党執行部の党内外への指導力と世論の支持、与党志向の環境党の動向）
- ・有権者の構造変化
（労働組合の弱体化、都市中間層の離反、負担の限界感、都市と地方、移民とその家族）
- ・金融危機がもたらす欧州経済の不安定化（連帯と安心への回帰の可能性）
- ・中道保守政党の結束の持続性
（政治目標の喪失、実用主義と大衆主義の一致と離反、右派イデオロギーの台頭、少数政党の自己主張）
- ・スウェーデン民主党（移民政策抜本見直しを志向）の動向
- ・首班指名選挙制度の導入（2010年11月憲法改正）とブロック連合政治への影響

【説明要旨】 スウェーデン・モデルの諸相（Ⅰ）

- ・労使関係の組織的・社会的集権化（連帯賃金政策・労働者基金構想）の時代から、国際資本市場・人口・気候の変動などに対応した労働・生活の社会的統合の時代へ
- ・社民主義レジーム（市場の冷酷さや、伝統的地域・家族からの個人の解放、連帯と平等、男女共同参画、公共部門・給付・組合中心主義、労使集団交渉、実用主義、企業救済より能力開発）
- ・中道保守レジーム（自由と尊厳、責任、実用主義、コスト重視の財政均衡主義、男女共同参画、選択の自由、就労第一主義、個人・家族の主体性、民間活力重視、教育重視、国民負担の軽減）
- ・「静かな改革」の進行による社会の変質
（底上げ型実験社会から応用とイノベーションの社会へ）
- ・積極的移民政策及び市場主義経済に伴う弊害に対する中和機能
（年間10ヶ月以上の長期にわたる生活保護受給者の67%は外国生まれの者という実態）

【説明要旨】 スウェーデン・モデルの諸相(Ⅱ)

- ・社会(政治・政府及び国民相互)に対する強い信頼(ストロング・ソーシャルトラスト)と過激なまでの個人主義(ラディカル・インディヴィデュアリズム)ー北欧型資本主義の核心的なパラドックス
- 〔 社会契約と市場の原則の調和を生み出す「個人の自律と社会の流動性の最大化」を主目的とする諸政策ー高い労働インセンティブと市場における価値の最大化、経済的社会的政治的な処理コストの軽減 〕
- ・国民(住民)が等しく納める税が作り出し強化するソーシャルトラスト
- ・所得等の基礎個人情報 の公共化、透明化(疾病情報などを除く)
- ・政府(1府11省)・行政庁(約200庁)・地方自治体(311)の三層構造と政府の正義の確保
- ・理念性・先駆性・普遍性中心の政策と手続・調査委員会型の民主的事案処理(実直な民主主義)
- ・傷病手当・失業手当の長期滞留者及び若年者活動補償手当(早期支給年金)受給者の増加にみられるスウェーデンモデルの「文化」的側面と改革が残す「痛み」
- ・親族による高齢者介護負担の“思わざる”増大とスウェーデンモデルの相剋

【説明要旨】 社会保障の特性

- ・年金改革・少子化対策を「卒業」し、医療・介護・子育ての綻び対策へ
(医療待機者、要介護者の施設内虐待・家族負担過重・医療不足、子供の貧困、都市部の生活保護受給者の増加)
- ・公共財政責任主義の維持と実施面での課題(管理・人材・財源不足)
－効率性・健康寿命・経済成長－
- ・社会保険事業主負担の削減基調(基礎年金の廃止、年金保険料個人負担分の導入他)
- ・質の高い医療・介護・子育てサービスを支える地方個人所得税(比例税)。四半世紀にわたる
現行水準維持(増税回避)
(※医療・介護・子育てサービスには事業主負担はない。支出は地方自治体の予算主義)
- ・医療・介護・子育ての効率化推進・守備範囲の見直し、営利・非営利を問わぬ民間活用
:「公営サービス独占と高負担」から「海外危険投下資本(リスク・キャピタル)による民間
サービスを含む高負担」へ
- ・個人・家族の主体的役割の再評価
(公的ヘルパーの抑制、家族介護の支援充実、子ども養育手当)
- ・国民自身の行動変容中心主義
(選択の自由、就労税額控除・家事援助サービス購入費税額控除)
- ・保健福祉サービスのための国家情報戦略
(ナショナル・eヘルス2010)
- ・疾病保険の傷病手当改革の後始末:政治の争点

【説明要旨】 雇用政策の特性

- ・高齢社会を支える人材確保を旗印にした積極的労働移民政策の展開（難民受け入れ政策から労働移民政策への転換）
- ・寛容かつ成長促進型の諸手当（傷病手当、失業手当等）、自由主義的労働法制（比較的容易な雇用と解雇）及び積極的労働市場政策～Flexicurity（フレキシキュリティ）
- ・全般的改善の中でEU内でも高い若年失業率と長期失業者の高止まり
- ・労働組合加入者の減少
- ・（労働組合運営の）失業保険改革の後始末：政治の争点
- ・行政庁・組合から経営者中心へ（悩ましい高失業率と明白な働き手不足のミスマッチ、エンプロイヤー・フレンドリー・ポリシーへの流れ。労働市場テストの廃止、“社会主義によらない労働政策”の模索）
- ・行政庁の役割は傷病手当受給者を含む就労困難者のリハビリ及び移民・難民・その家族の社会統合に焦点（全失業者の35%は外国生まれの者という現実）
- ・成長鈍化・失業率上昇の局面でも一定の賃金上昇で内需を支えるという考え方

【説明要旨】 税制の特性

- ・1980年代末を境に伝統的税制の考え方から、社民党を含めて近代적かつ競争促進的税制の考え方へ大きくシフト
- ・EU内でも最高水準の付加価値税率（※輸出には非課税）
- ・所得再分配機能を極力排除（相続税・贈与税・富裕税の廃止その他）
- ・税制による就労努力・機会の誘引（就労税額控除等のほかレストランの付加価値税率半減の政策方針）
- ・就労税額控除導入以降は、国の所得税率における高所得部分5%上乗せ（varns katt）の存否が政治的課題として残る。
- ・ID番号、インボイスの徹底による所得・取引内容把握と社会全体の透明性確保
- ・所得税非課税限度額の極小化
- ・国・地方所得税の一体徴収と国税庁と強制徴収庁の分離

【説明要旨】 産業の特性

- ・選択と集中
- ・“モノづくり”貿易立国
- ・“ニッチ & アドヴァンスト” 特定市場で1位又は2位を狙う
ex. Brokk社(従業員80名): 福島原発事故で活躍したリモートコントロールのロボット
- ・イノベーション — 戦略的大学活用
- ・世界的大企業群と成長著しい中堅小規模企業群
- ・恵まれた自然、伝統と最先端技術の世界的森林産業
- ・“2015年までに輸出倍増”という大胆な政策目標。また、輸出と雇用の拡大に向け、新料理国家(New Culinary Nation)への挑戦



全員参加型の労働市場

(就労第一の原則)

➤ とりわけ、移民を含めた『元気な女性』の力の解放による社会全体の活性化

強く安定した政治の機能

- オピニオンリーダー No.1, No.2が財務大臣、首相)という世論調査結果
- プラグマティズムに徹した政権運営

※2011年主要EU19ヶ国比較No.1の財務大臣との評価(ファイナンシャルタイムズ 2011.11.23)
ー政治的能力、経済運営、市場の信任のいずれでもトップー



2011年11月9日DN紙

スウェーデンの主要経済指標

	2010年(実績)	2011年(見込み)
人口増加率	0. 80%	0. 76%
GDP成長率	5. 7%	4. 1%
賃金上昇率	2. 5%	2. 7%
消費者物価上昇率 (CPI)	1. 2%	3. 0%
レポ金利	0. 5%	1. 8%
長期金利 (10年国債利回り)	2. 9%	2. 6%
失業率	8. 4%	7. 5%

【出所】人口増加率:スウェーデン統計庁

GDP成長率、賃金上昇率、CPI、失業率:経済財政見通し(2011年9月・財務省)

レポ金利、長期金利:スウェーデン中央銀行

1. 内政一般	
・内政	31
・統治機構	32
・選挙制度	33
2. 外交・防衛	
・中立政策	34
・東方パートナーシップ	35
・軍政改革	36
・開発援助政策	42
3. 移民政策	43
4. 男女平等	45
5. 司法・警察	46
6. 財政・税制	47
7. 国民番号制度	53
8. 産業経済	54
・林業	56
・食の国	57
・エネルギー	58
9. 科学技術・ノーベル賞	59
10. 社会保障	62
11. 雇用・労働	67
12. 日・スウェーデン二国間関係	68

スウェーデンの内政(概要)

国会は一院制。45%が女性議員。

2006年選挙以降2期連続で、穏健党を中心とする中道右派連立4党が政権を担う。

ただし2010年選挙では議席数が過半数に満たず少数与党政権となり、安定的な政権運営が課題。

議院内閣制。

首相はフレデリック・ラインフェルト。24人の閣僚のうち半数(12人)が女性。

野党は赤緑連合3党の他、2010年、移民政策反対を唱えるスウェーデン民主党が初の議席獲得。

各党議席数

与党連合

穏健党 107

自由党 24

中央党 23

キリスト教民主党 19

赤緑連合

社民党 110

環境党 25

左翼党 19

スウェーデン民主党 19

無所属 1 (2011年9月ス民民主党から離党)

総議席数349(与党173、野党176)



ラインフェルト首相



ボリ蔵相



ビルト外相

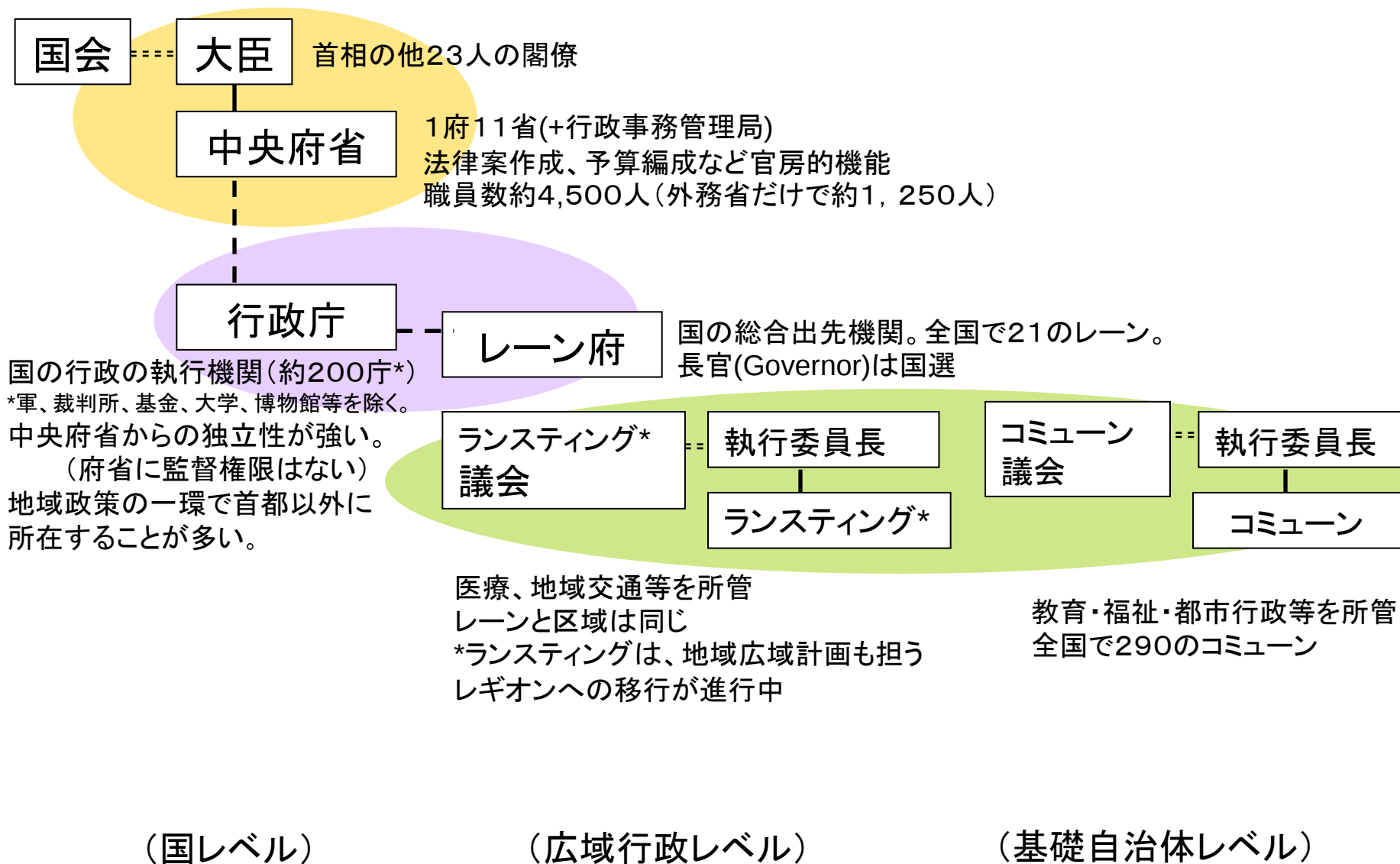


ユーホルト社民党党首



オーケソン ス民民主党党首 31

再掲:スウェーデンの統治機構



①選挙の頻度

通常選挙は国政・地方選挙同時に**4年毎**。
(通常選挙期間内に臨時選挙も認められている。)

②選挙権・被選挙権

投票日前日に**18歳**になっていること。

③選挙方法

- ・全議席**比例代表制**。非拘束名簿方式。
ほぼ県単位の29の選挙区。各選挙区の議席数は、毎選挙毎に有権者数に応じ配分。
- ・小政党分立に陥るのを防ぐため、**全国での投票総数の4%未満しか得票できなかった政党には議席が与えられない(4%ルール)**。

※ランスタング(県)議会選挙では3%、コミューン(市)議会選挙では制限なし。

なお、ある選挙区で投票総数の12%以上を獲得した政党は、当該選挙区に配分された固定議席数から一議席の配分を受ける(12%ルール)。

- ・憲法(基本法)改正により、次回選挙からは、総選挙後には必ず首相を選任するための投票を行う首班投票制度が導入される。

④外国人参政権

3年以上居住していれば、地方選挙における選挙権・被選挙権を認めている。
ただしEU加盟国・ノルウェー・アイスランドについては居住年数下限なし。

⑤期日前投票

選挙日の18日前から国内のどの投票所でも投票可
(前回2010年選挙で投票者の39%が活用)

※電子投票は未実施(政府・国会で検討中)

投票率は85%と非常に高い。

スウェーデンの中立政策(概要)

1. 中立政策の変遷

- 1814年ナポレオン戦争以降、約200年戦争不参加。以来、小国として「力ではなく、法に基づく国際秩序の下での主権国家の保障」を目指し、中立外交政策促進。
- スイスとは違い、憲法に定められた中立国ではなく、あくまでも中立志向政策 →「戦時の中立を目的とした、平時の非同盟政策」

★1995年EU加盟



- 旧ソ連崩壊、欧州統合など国際環境の変化を受けて、中立政策を再定義。「EC加盟において、中立政策が保持されることがスウェーデンの国益に叶う」と表明、従来の中立政策を周辺地域の有事に際して、中立維持を可能性として留保した、(平時における)軍事的非同盟と変更。
- EU共通外交・安全保障政策の下で、他EU諸国と足並みを揃えた欧州外交の道を進む。以来、欧州の安定は自国の安定に繋がるとして、EU共通安全保障政策(CFSP)に参加。

★2001年同時多発テロ、
2004年マドリッド爆破事件
以後、徐々に柔軟化



- 2008年ラインフェルト首相施政方針「連帯」の条項
「我が国は、EU加盟国や北欧諸国が災害や攻撃にさらされた時、我が国が受身の立場になることは出来ない、との広い合意が国会内にある。同様のことが我が国に対して起こった際には、他国からの同様の協力を期待する。」

2. NATO 平和のためのパートナーシップ(国際平和活動)

- 1994年NATO平和のためのパートナーシップ(PfP)参加。世界の安定は自国の安定に繋がるという基本的考えに基づく平和維持協力への積極的関与。危機管理の目的でNATO指揮下の任務に参加の条件は、OSCEもしくは、国連のMandate(例外:コソボ)。
 - これまで、ボスニア、コソボ、アフガニスタン、リビアにおいて、NATO主導の国際平和活動へ参加。
2011年リビア戦争においては、いくつかのNATO加盟国が不参加を表明する中、スウェーデンは戦闘機Gripen8機を偵察目的に現地へ派遣。
 - NATO加盟の可能性
近年のNATO主導の国際平和維持活動への積極的な参加に伴い、装備体系並び、言語を含めた部隊の運営体型をNATO基準に改め始め、益々の緊密な協力関係の構築。
- 一方、国内には伝統的な中立志向も根強く、NATO加盟問題は政治的タブーとして扱われ活発な議論は見られない。

3. 世界有数の軍事産業国家

- 世界第10位の武器輸出国であり、最先端の軍事技術。
- 1960年代頃までは自国内での核武装の議論と研究が進められていたことから、現在、軍縮、核廃絶運動を積極的に推進。

東方パートナーシップ(概要)

1. 東方パートナーシップ

- 2009年、スウェーデンとポーランドのイニシアティブにより発足したEUの東方近隣諸国政策。対象国は旧ソ連圏に位置する東方6カ国(アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、モルドバ、ウクライナ、ベラルーシ)。
- 2004年以降のEU東方拡大、2008年グルジア紛争、ウクライナ・ロシア間ガス供給停止問題を受け、旧ソ連地域の安定と発展がEU自身の安全保障に不可欠と認識。
- 東方諸国を政治的・経済的・社会的にEU基準まで上げることが目的とするEUのソフト・セキュリティ安全保障戦略構想。
- 対象国がロシアの政治的勢力圏であることから、ロシア側はEUの東方地域への進出を警戒。
- スウェーデンにとって、バルト海を挟み向かい側にある東方諸国の安定は必須、外交政策の一環として積極的に促進。

2. 東方パートナーシップ支援対象分野

- 原則的価値の共有
 - ①民主主義・グッドガバナンス
 - ②法の支配と人権尊重
 - ③市場経済・持続可能な開発
 - ④EUと対象6カ国間の相互的恩恵協力関係構築
- 行動計画分野
 - ①共有される価値に基づくEUとの新協定締結(連合協定)
 - ②EU経済への段階的な統合: 深化した包括的FTAの創設
 - ③EUへの移動: ビザの自由化、ビザ発給緩和
 - ④エネルギー安全保障協力: エネルギー市場の相互連結



3. これまでの進展と今後の課題

- ベラルーシを除く全ての国とEU間の連合協定交渉の開始と進展。その他、FTAやビザ緩和においても前進。
- 一方、ベラルーシ、アゼルバイジャンなどでは国内人権状況の悪化。最もEUに近いと言われたウクライナでも、司法の独立、法の支配を巡り、EUと対立。
- 将来的なEU加盟を約束するものではない同プログラムにおいて、痛みを伴う国内改革を促進するためのインセンティブをどのように確保していくのが今後の課題。

① スウェーデンの安全保障・国防政策の変遷

●中立政策

1814年以降、中立政策のもと両大戦の戦禍を回避

中立政策を堅持するため、徴兵制による80万人動員体制を整備、国産で兵器を製造
－国家独立のため全国民が国土防衛に参加(「全体防衛」: Total Defence)

●国連PKOへの積極参加

1947年、初の国連PKO(UNTSO:パレスチナ休戦監視機構)参加以来、スウェーデンの伝統
平和活動中に死亡したフォルケベルナドッテ、ダグ・ハマーショールドはスウェーデンの象徴的存在
－フォルケベルナドッテ: 1946年、瑞赤十字社総裁。大戦中、捕虜解放や独との終戦交渉へ尽力
－ダグ・ハマーショールド: 1953年、第2代国連事務総長。国連PKOを改革、ノーベル平和賞受賞

●冷戦の終結～EU加盟, NATO PfPへの参加

軍事的脅威であったソ連の消滅により、スウェーデンの中立政策は変革の方向へ

－1992年ビルト政権は中立政策から軍事的非同盟政策へ転換

－1994年国民投票の結果、1995年にEU加盟、1994年にはNATO PfPにも参加

●国防軍の縮小

1996年国防決議案「侵略対処から適応軍へ」12個連隊を削減

2000年国防決議案「さらに海外派遣軍へ」18個連隊を削減

2004年国防決議案により最終的に9個連隊を削減

② 国際任務の重視～徴兵制から志願兵制への変換

●アフガニスタンISAFへの参加(2001年～)

国連決議に基づき、約500名の部隊をマザリシャリフへ派遣

2014年以降もアフガニスタン国軍の教育訓練支援のため部隊派遣を継続

PRT(地域復興チーム)の指揮を文官とし開発・復興分野(ジェンダー含)への重点指向を準備中

●軍改革, 志願兵制への移行

2009年国防決議案「徴兵制から志願兵制へ」, 2010年7月1日志願兵制を開始

目標の2014年には志願兵5万人体制(現役2.8万人, ホームガード2.2万人)

主要な狙いの1つは海外派遣への対応

ー以前は徴集兵を毎回6カ月間訓練して派遣。今後は常備部隊をローテーションで海外派遣

ーそれによりコストを削減(参考:フィンランドは30万の動員体制。コスト上, 志願兵制は困難)

●リビア作戦への参加(2011年3月～10月)

国連決議に基づき, グリッペン戦闘機×8機をリビアへ派遣, その航空偵察能力がNATOで高く評価

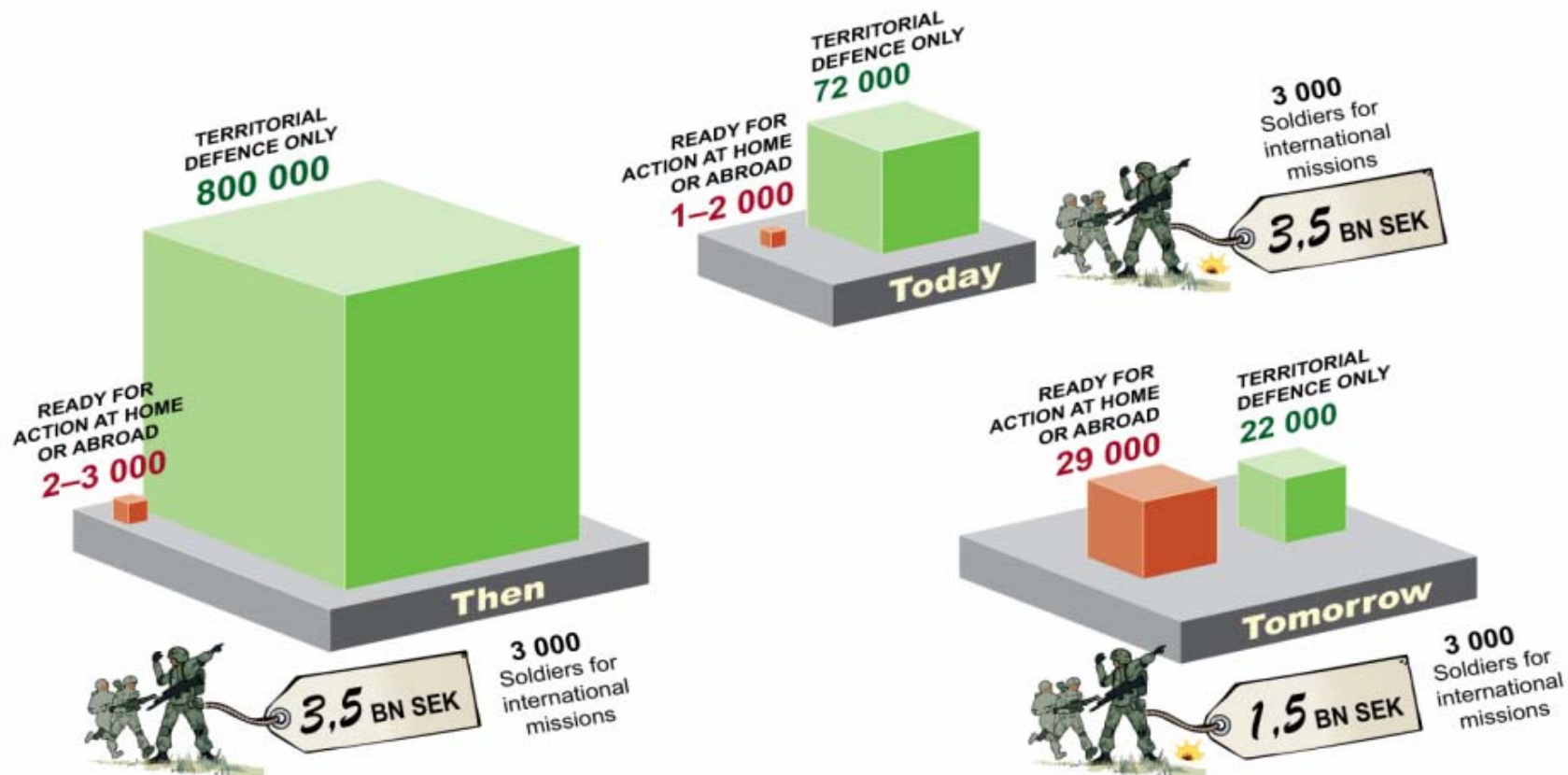
NATO非加盟国としてリビア作戦参加に参加したスウェーデンの行動は欧州において特異な存在

●今後の国防政策

2008年グルジア紛争後, 国際任務と自国防衛のバランスを見直し

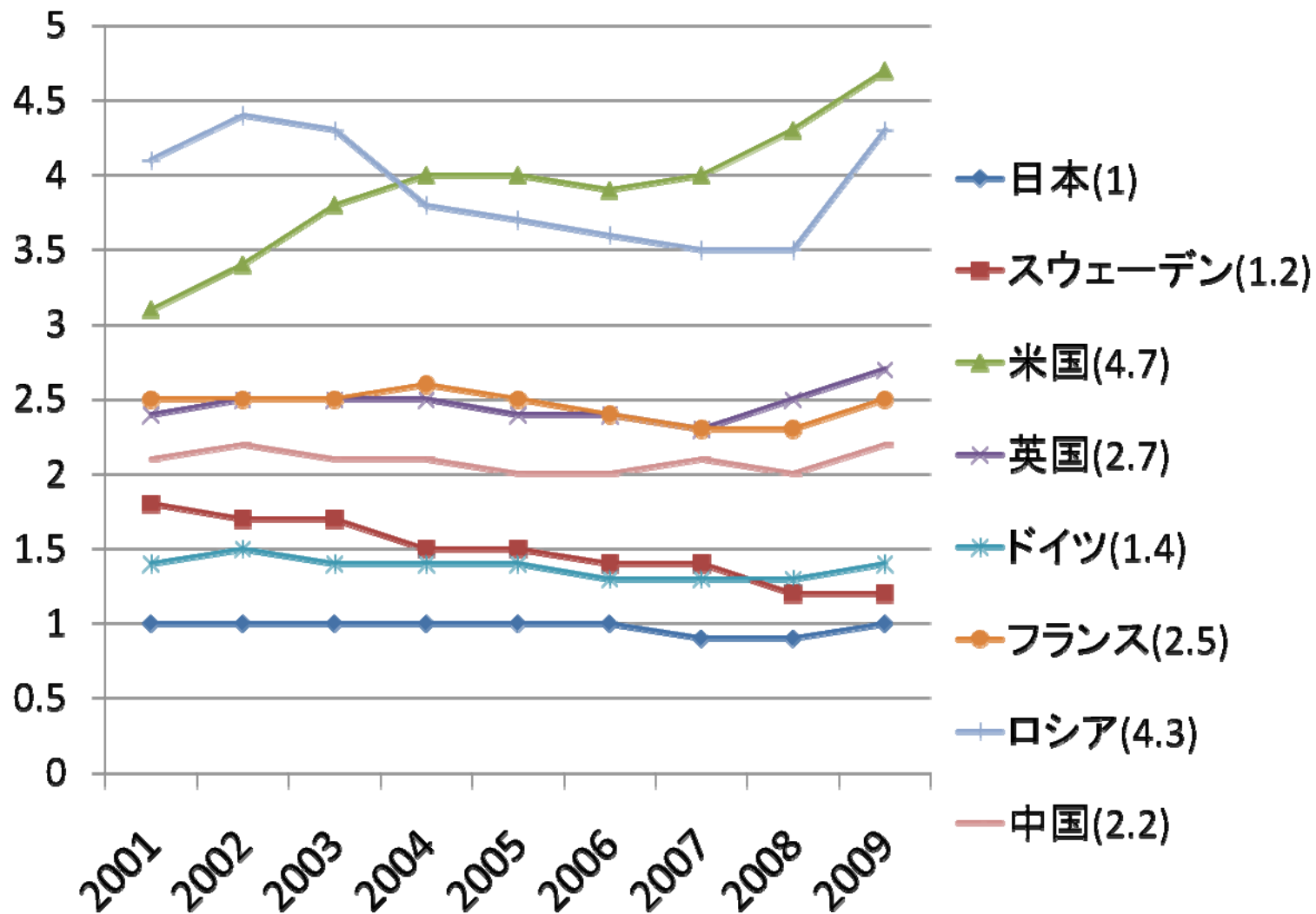
プーチン後のロシア対応は? 将来のNATO加盟は? 多層的な安全保障政策にも注目

Because – cost-efficiency



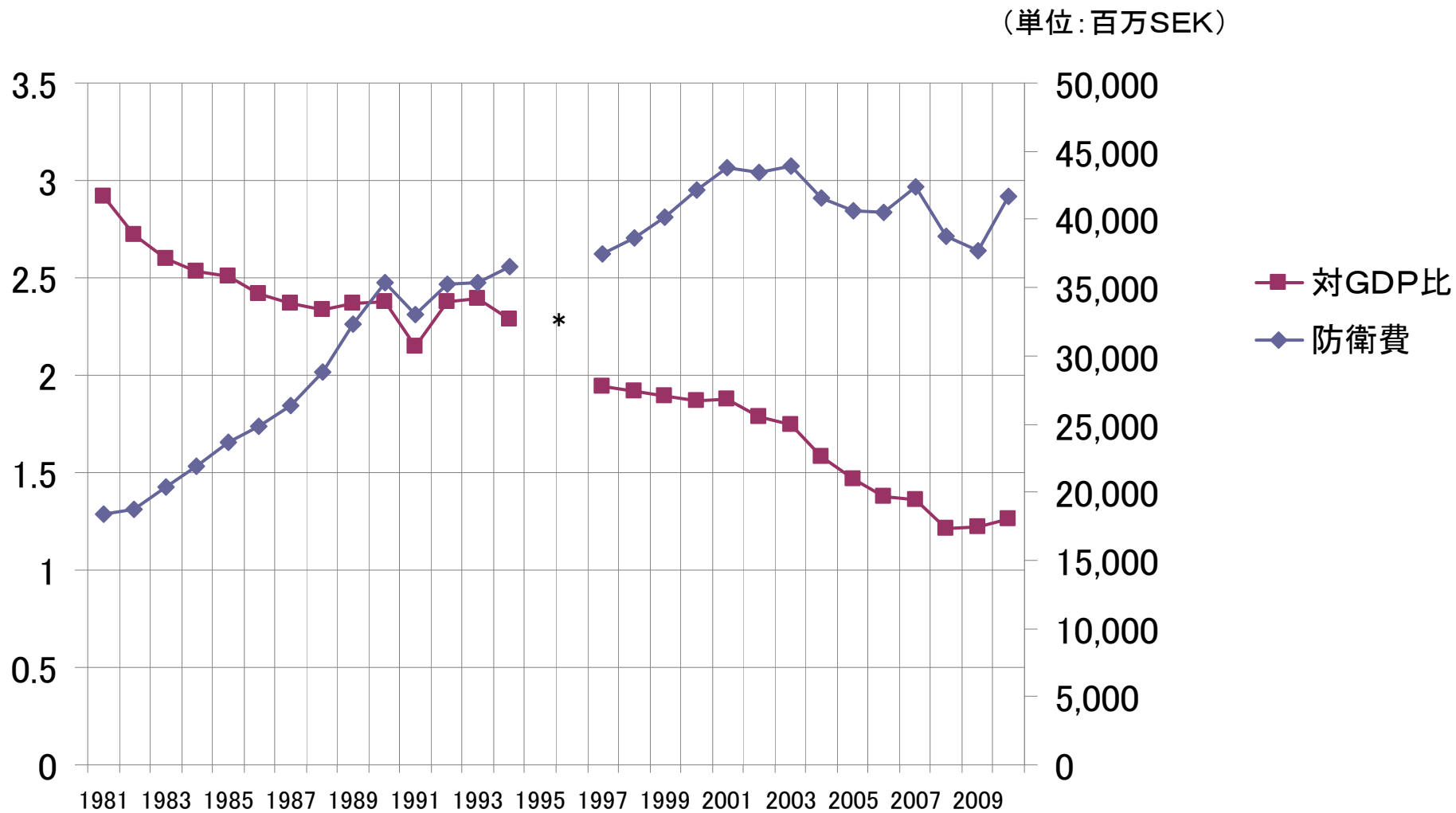
資料2 防衛予算(GDP比)

SIPRI YEARBOOK 2011



資料3 防衛予算(スウェーデン)

防衛予算の推移(1982年～2010年)



* 1997年の会計年度変更により1995年及び1996年のデータはblank

資料4 スウェーデンの防衛産業

- SAAB Aerosystems社(リンショーピン)
第4世代多用途戦闘機の実用化世界初
グリッペン戦闘機を国産製造



スウェーデンの武器輸出

- ・世界第10位(2006～2010年)
- ・2010'輸出額13745mSEK(約1787億円)

オーナーシップ: Investor AB30%, BAE Systems10.2%, Wallenberg foundations(8.7%), Nordia Funds(5.4%), Swedbank Robur Funds(4.3%), 4th AP Fund(1.9%), Lansforsakringar Funds(1.8%), SEB Funds(1.7%)

- SAAB Bofors Dynamics社(カールスコーガ)
カール・グスタフ(84mm RR)を日本でライセンス生産
指向性散弾を陸自が装備
オーナーシップ: 同上



- コッカムス社(カールスクローナ)
AIPスターリングエンジン及びステルス艦の実用化世界初
AIPスターリングエンジンを日本の潜水艦へ採用
ガラス繊維複合材(GFRP:glass fiber reinforced plastics)を
日本の掃海艇へ採用
オーナーシップ
:独Thyssen Krupp100%



- BAE Systems Bofors社(カールスコーガ)
40mm艦載砲を海上保安庁の巡視船へ採用
オーナーシップ: 英国BAE100%



スウェーデンの開発援助政策(概要)

1. 社民党政権時から継続している政策

1. 基本政策文書:「全地球的開発政策」(2003)

開発援助は、抑圧や気候変動等6つの地球規模の課題の解決に資するものとする。

2. 開発援助の大目標: 貧困削減

3. 優先分野: 民主主義と人権、環境と気候、男女平等

4. 優先地域: アフリカ、紛争国

5. NGOの活用: 十数の大NGOの下に数百の中小NGO

6. ODA総予算: GNI比1%目標(1968年の国会決議～)

2. 現政権(2006～)での変化: 効率と結果の重視

1. 対象国限定アプローチ(2007～)

70か国程度あった二国間援助の対象国を30か国余りに絞り、予算と人材の有効活用を促進する。

2. 多国間開発援助戦略(2007～)

スウェーデンの開発目標と合致し、影響力を強化できる国際機関に優先的に協力を行う。

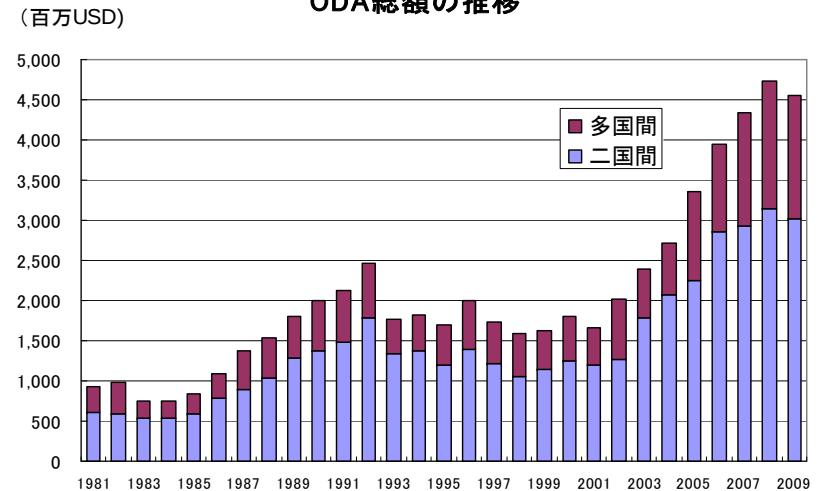
3. Sida(国際開発協力庁)の組織改編(2008,2011)

組織の簡素化、職員の削減、海外勤務職員比率の増加

4. ODA広報の充実化(2011～)

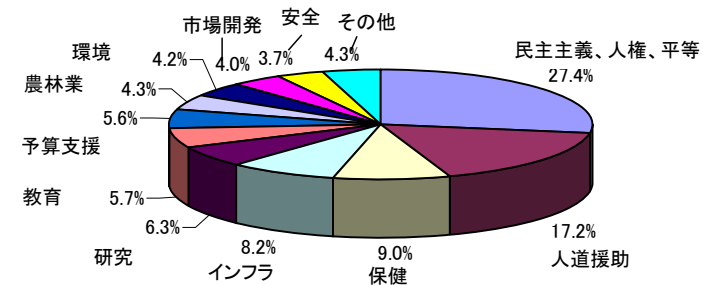
ODAの規模、拠出先国、拠出分野をヴィジュアル化したウェブサイトopenaid.seを開始→スウェーデン・ウェブ賞受賞(2011)

ODA総額の推移



※2010年ODA予算は4,527USD(世界10位)、GNI比0.97%(3位)

援助の分野別比率(2010)



対象国援助額トップ5(2010)

- 1 タンザニア
- 2 アフガニスタン
- 3 モザンビーク
- 4 コンゴ民主共和国
- 5 スーダン

スウェーデンの移民政策の変遷

ー労働移民は再びスウェーデン経済の牽引力となれるかー

① 産業のない貧しい時代(～1930頃)

- 人口の約3分の1が南北米に**流出**
→「国体の脅威」としてのトラウマ



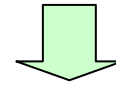
② 急速な経済成長(1950年代～60年代)

- 中立政策により国が戦争で疲弊せず、産業面で優位に立つ。
→不足する**労働力**を積極的に海外から**調達**



③ 経済成長の停滞(1970年代～2008)

- 国内労働力優先
(社民党政権の支持基盤、労働組合への配慮)
→**労働市場テスト**の導入
(求人国内労働力で埋められないか国がチェック)
→**労働移民激減**
- 人道・人権外交政策
(小国なりのプレゼンスの追求)
→**難民の積極的な受入れ**
(最近20年間で27万人難民認定。日本は360人余り。)



④ 新たな経済成長の模索(2009～)

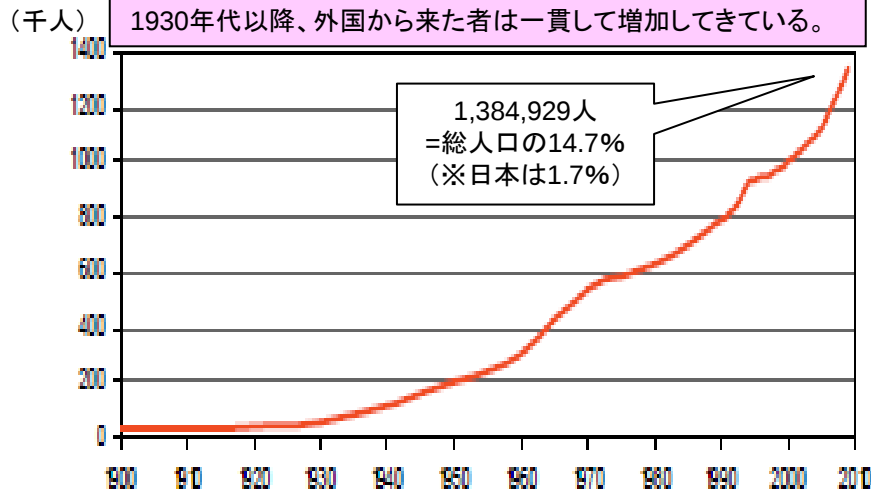
=良い労働者を増やす("Work First")

- 企業に必要な労働力優先
- 高齢化社会と高福祉の両立に必要な労働力の確保
(中道右派政権の支持基盤、事業家への配慮)
→労働市場テストを廃止、雇用主から**仕事をオファーされた者**は、職種にかかわらず積極的に労働力として受け入れる方針に転換。
(2008.12.15 改正「外国人法」施行)

-
- 増加した**難民を労働力として活用**
(福祉へのただ乗りを許しているとの移民受入れ反対派の批判をかわす目的もあり)
 - 雇用で**難民の社会統合を促進**
→難民の社会統合の主管を地方自治体から国の機関である雇用仲介庁に変更
→労働力世代を対象に雇用促進プログラム
(2011.1.1 「特定の新着移民のための定着活動に関する法律」施行)

目で見えるスウェーデンの移民政策

スウェーデンにおける外国出身者数(1900～2010)



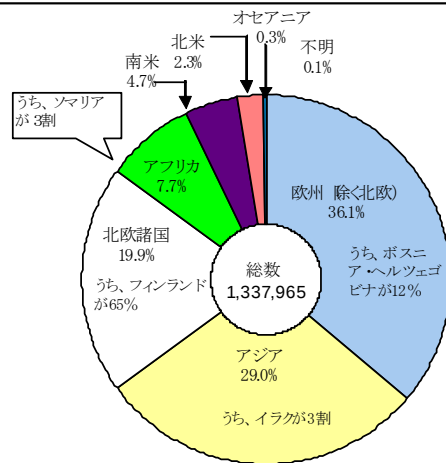
難民の受入年・滞在期間年別被雇用率(1997～2007)

滞在期間が長くなると被雇用率も上がるが、10年滞在で約6割。

	1 years	2 years	3 years	4 years	5 years	6 years	7 years	8 years	9 years	10 years	11 years
1997	9.8	17.9	30.6	38.7	43.8	46.6	48.3	49.7	55.3	58.8	59.7
1998	11.6	24.1	33.6	38.5	42.7	45.6	47.4	52.1	57.1	57.9	
1999	13.5	22.6	28.8	34.4	38.4	40.5	46.2	52.1	54.5		
2000	11	18.6	25.3	31.1	35	42.3	47.8	50.2			
2001	9.7	16.9	23.6	28.7	36.8	44.1	47.3				
2002	9.3	16.6	23.2	32.8	41.1	44.6					
2003	10.7	17.5	27.6	35.9	40.9						
2004	10.4	18.9	28.7	35.8							
2005	15.6	26.6	36.5								
2006	17.5	27.2									
2007	10.2										

外国出身者の地域別割合(2009.12.31現在)

紛争地域出身者が相当数存在する。



スウェーデンの移民(主に難民)統合政策パッケージ

地方自治体によるもの

- 住居の提供
- 子どもの保育園、学校の手配
- 生活オリエンテーション
- スウェーデン語講座(SFI)

雇用仲介庁(国)によるもの

- 対象者ごとに最長2年間の「定着プラン」作成
- 定着プラン参加中の手当支給
- 対象者が自身の就労を支援する「ガイド役」を選択
- スウェーデン語の速習者に「SFIボーナス」支給
- 雇用主に給与の8割までを助成する「ステップイン・ジョブ」

スウェーデンの男女平等政策(概要)

1. 男女平等と女性の社会進出の現状、日本との比較

- 国会議員に占める女性の割合(2011):45.0%(日本13.6%)
- 25-44歳の女性の就業率(2009):87%(日本66%)
- 管理職に占める女性の割合(2008):33%(日本9.3%)
- 男女賃金格差(2008):男性の84%(日本70%、2009)
- 全育児休業日に占める男性取得日数の割合(2009):22%
日本は、育児休業を取得する男性の割合が1.7%(2009)



☆男女平等指数(国連開発計画)2011:世界1位(日本14位;母子保健に関する指標が順位を押し上げている。)

☆世界男女差指数(世界経済フォーラム)2011:世界4位(日本98位)

2. スウェーデンにおいて女性の社会進出が進んだ背景

- 女性を戦後の好調な経済を支える労働力と認識
- 高福祉国家となるにあたり、膨張した福祉サービス部門の担い手として、男性と競合しない形で女性が進出。
- 高福祉政策維持に必要な税金を確保するため、女性にも働いて納税してもらう必要性が高まる。



女性の労働環境整備が進む。

3. 男女平等政策の主な歴史

- 1845年 男性と同じ相続権を得る。
- 1873年 自己の財産管理権を得る。
- 1921年 国政選挙権を得る、夫婦の法的地位が平等となる。
- 1960年 男女別の賃金レート撤廃。
- 1977年 男女機会均等に労使合意。
- 1980年 雇用における性差別禁止法。
- 1983年 軍を含む全職業を女性に開放。
- 1999年 買春禁止法。
- 2004年 ジェンダー主流化戦略を採用。

4. 今後の展望

☆残る格差(賃金、管理職の割合、家事労働の負担割合、育児休業の取得割合等)の解消に向けて更にまい進。

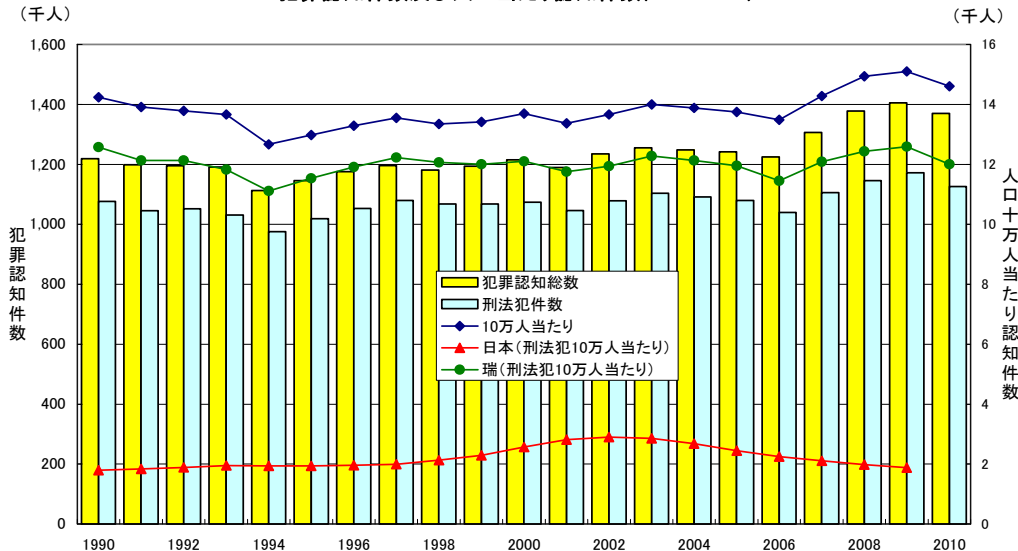
☆クォータ制(管理職における一定の女性比達成を義務化)導入には多くが懐疑的。

☆このまま進むと、2020年ころには概ね男女平等が達成されとの研究もある。

スウェーデンの犯罪発生状況と治安政策

犯罪発生件数・率は比較的一定。2010年は増加傾向に歯止めがかかった。

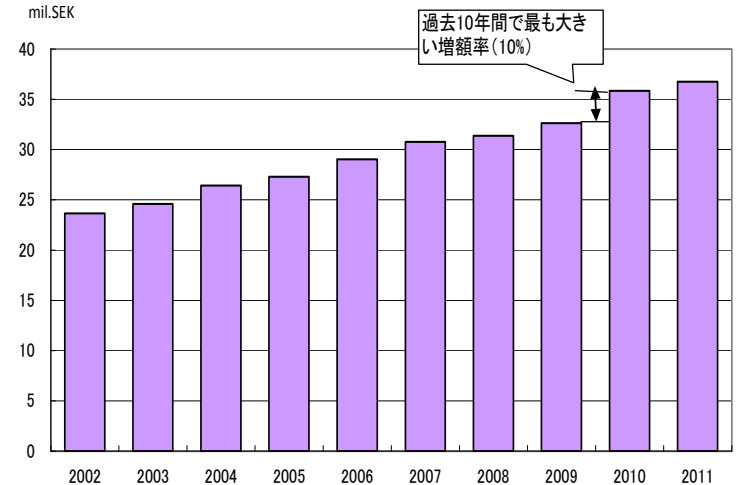
犯罪認知件数及び人口当たり認知件数(1990-2010)



※日本の犯罪発生率はスウェーデンよりもかなり低い。

最近10年間、司法関係予算は一貫して増額となっている。

治安・司法関係予算の推移(2002~2011)



現政権の治安政策重点ポイント

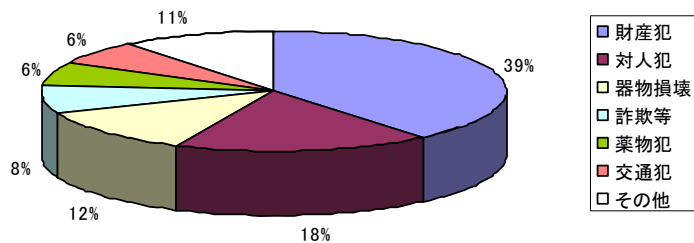
- 警察官の大幅増員→プレゼンス向上→安心感向上。
- 刑務所の保安機能強化(例:最重警備区画策定)。
- 国を超える組織犯罪対策強化(例:組織間チーム結成)。
- 科学的に再犯防止効果の認められる処遇を重視。
- 青少年の非行、女性に対する暴力の防止に強い関心。



“投資の時期は終わり、次は結果を出すとき”との姿勢。

窃盗等財産犯が約4割。傷害や暴行などの対人犯が約2割。

犯罪種類別認知件数の割合(2010)

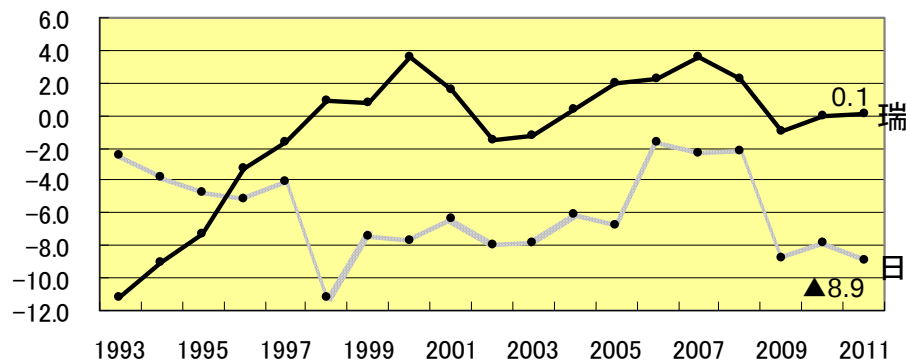


スウェーデンの財政・税制(概要)

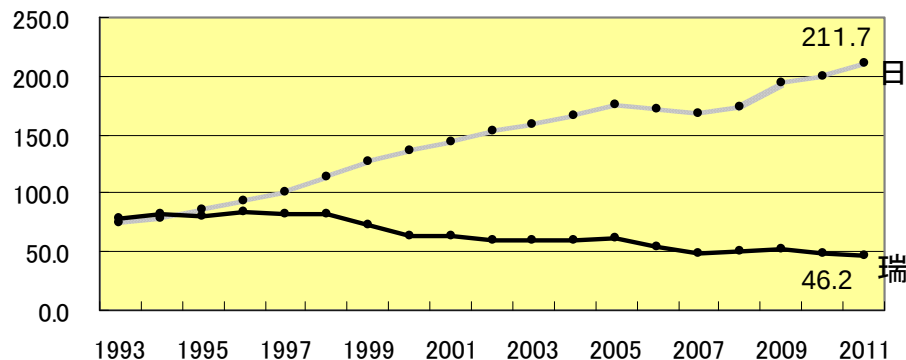
1. 財政状況

- 1990年代には未曾有の経済危機により財政収支は大幅に悪化したが、赤字削減策(支出削減、増税)の実施や予算プロセスの改革によりその後改善。
- 2008年秋以降の経済低迷により悪化したが、好調な経済を背景に改善。ただし、今般の世界経済の混乱を受け、改善の停滞が見込まれている。

一般政府財政収支 (対GDP比)



一般政府債務残高 (対GDP比)



出典: OECD Economic Outlook90(2011.11)

2. 税制

- 高い租税負担率(税・社会保険料負担の対GDP比は約46%)
- 国の収入は間接税中心。地方税は所得課税のみ。社会保険料は年金の一部を除き企業負担。
- 国税庁が税(国税・地方税)・社会保険料を一元的に徴収。個人番号制を活用。

(1) 国税

- 所得税(国)は一部の高所得者のみが負担(年収37万SEK以上の者に対し、当該超えた所得に対し20%又は25%)
- 現政権は類似にわたり勤労所得税額控除により減税を実施
- 消費税は25%。軽減税率を採用(例: 食料品は12%、新聞は6%)
- 法人税は課税ベースを拡大しつつ税率を引下げ(約26%)
- 相続税・贈与税(25%)、富裕税(一定額以上の資産に対する1.5%の課税)は、現政権の下で廃止に。

(2) 地方税(住民所得税)

- 医療・交通等の責任を持つランスティング等(全国で21)、福祉・教育等に責任を持つコミュン(全国で290)に課税権限。
- 税率は自治体により異なるが、概ねランスティング等10%、コミュン20%、計30%程度。
- 住民所得税は自治体の収入の7割程度を占める。

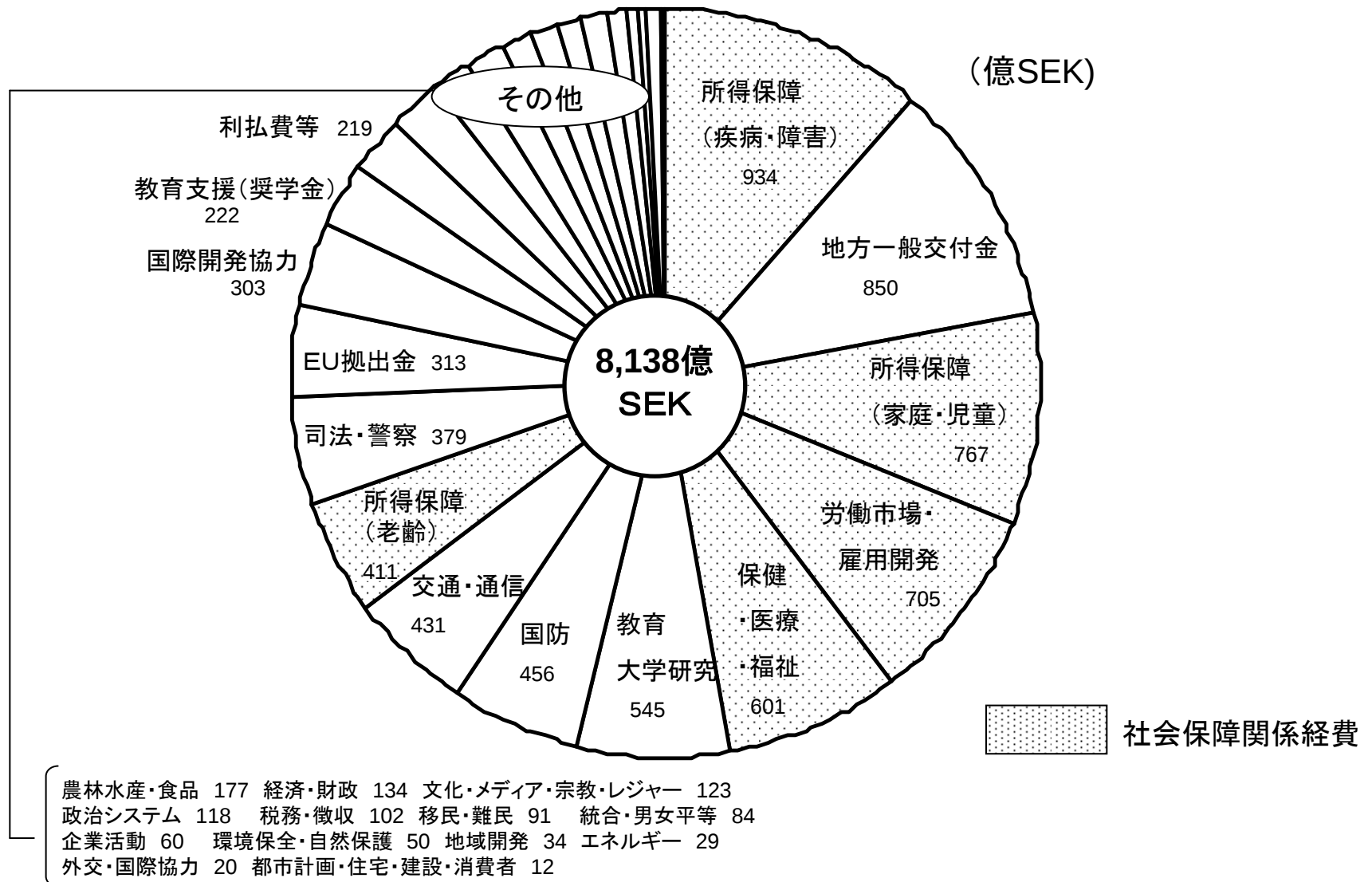
(3) 社会保険料(税)

- 内訳は、疾病保険(病気による休業の際に手当を支給)、年金保険、両親保険(育休・介護休暇の際に手当を支給)、労災保険、労働市場保険・一般賃金税(労働市場政策の財源)
- 年金保険料の一部(7%分)を除き、使用者が負担。税率は合計で概ね30%。
- なお、加えて、多くの企業は労働協約に基づく年金保険料を、被用者は雇用保険料を負担している。

スウェーデンの歳出

■ 歳出(2012年国家予算案)

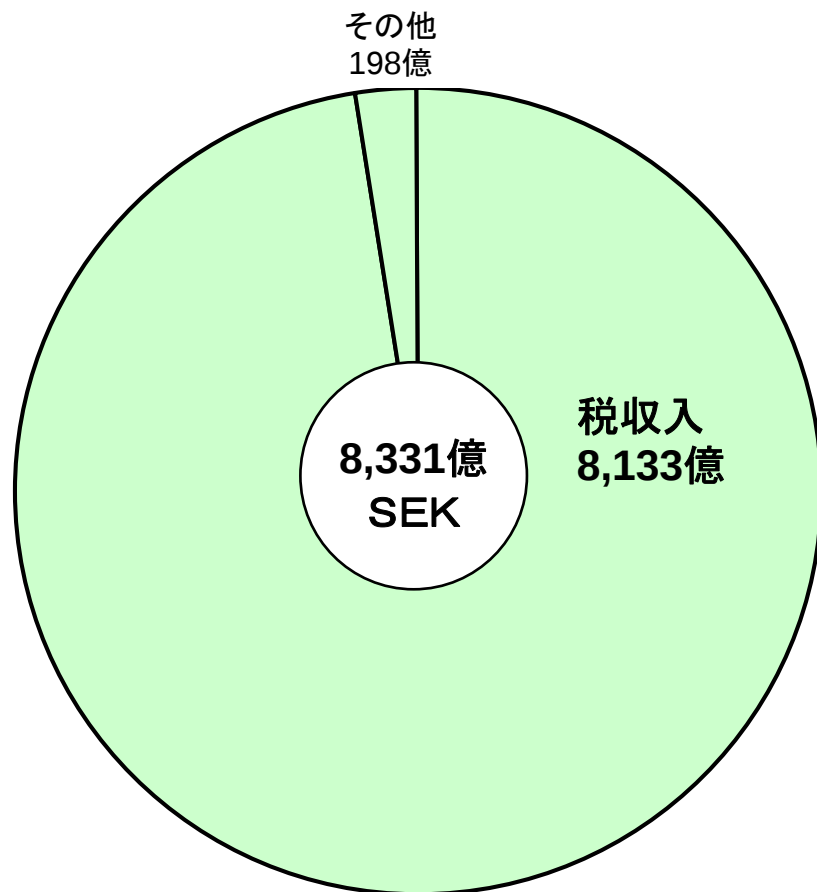
社会保障・教育分野の支出が大きな割合を占める。(※健全財政のための緊縮政策は採用せず。)



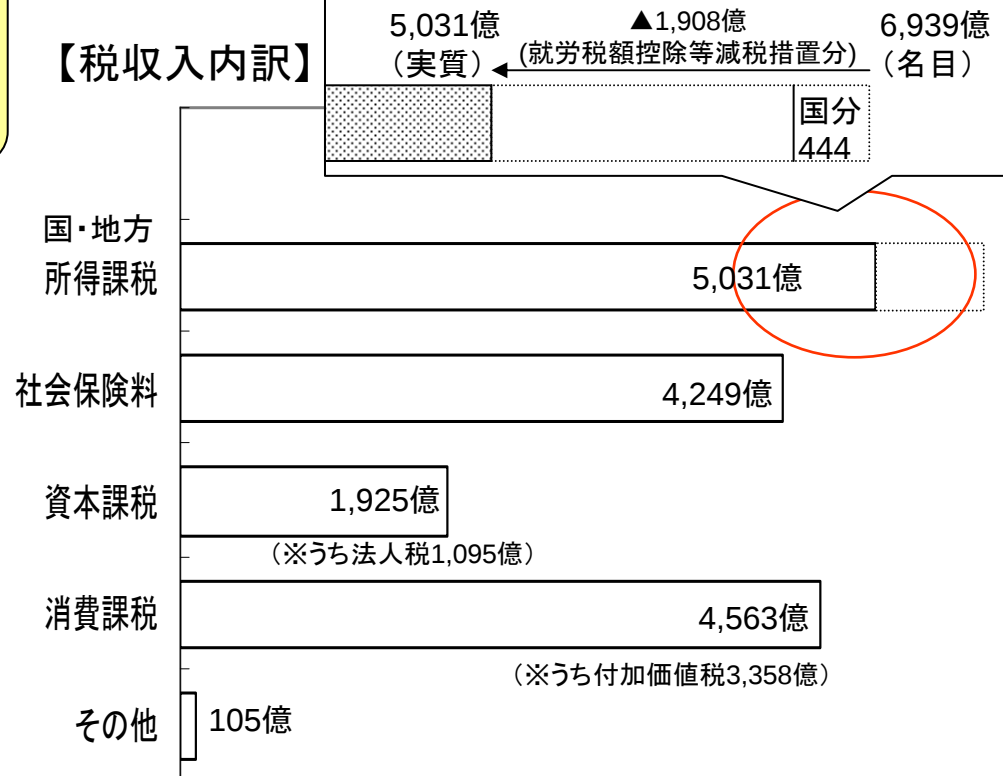
スウェーデンの歳入

■ 歳入 (2012年 国家予算案)

- ・税収入で歳出全体をほぼ賄えている。
- ・所得税(国)は減税分を踏まえると実質マイナス。
- ・消費課税の割合が大きい。



【税収入内訳】



計 15,874 億SEK (一般政府総税収)

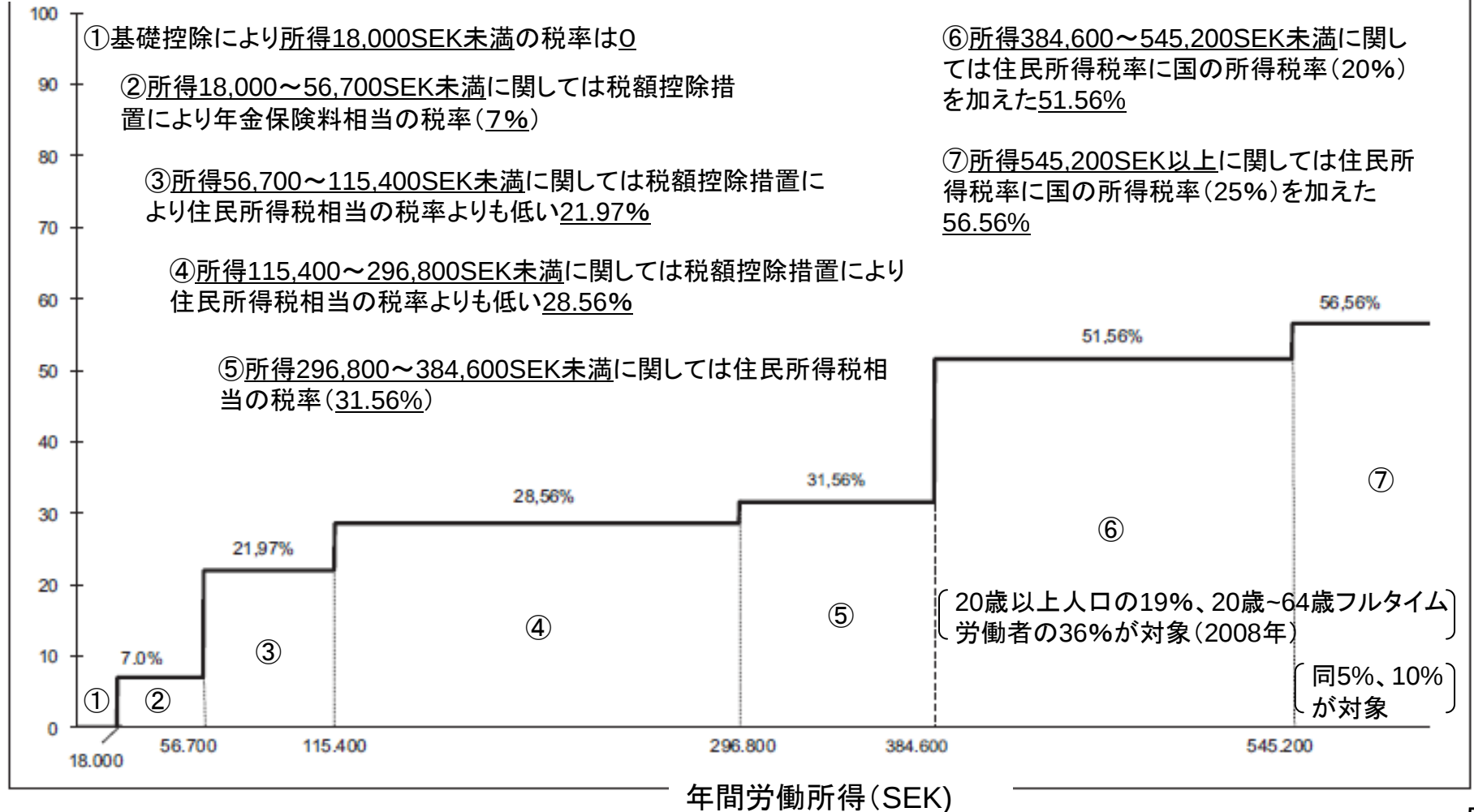
うち 地方自治体分 5,680 億SEK
年金基金分 1,989 億SEK

→ **税収入(国分) 8,133億SEK**

スウェーデンの税制(参考1:個人の所得に係る税)

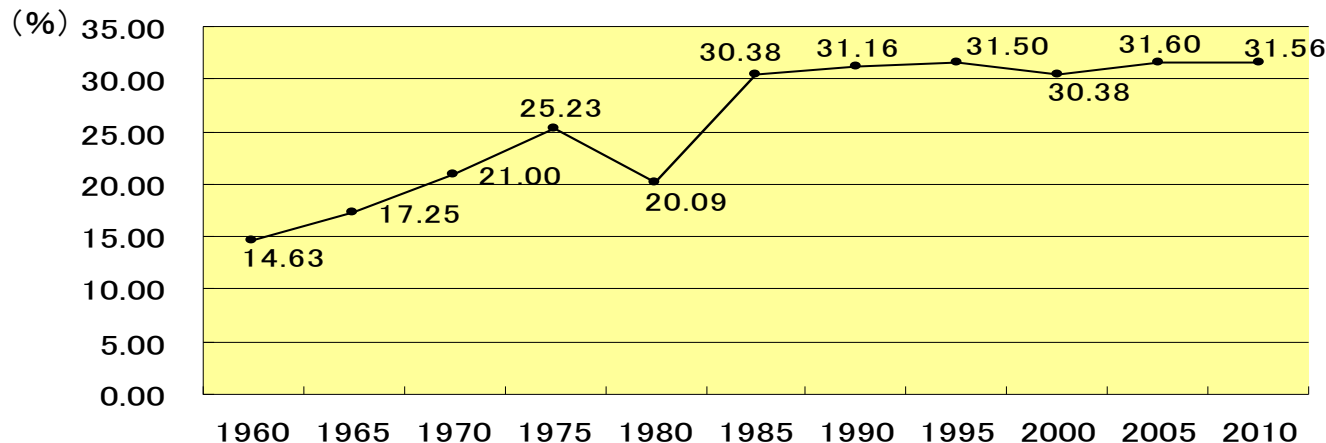
- ・個人の労働所得には、以下の税・社会保険料(自己負担分)がかかる(税率は2010年)。
 - (1)(地方)住民所得税(全国平均31.56%)
 - (2)国の所得税(年収38万4,600SEK以上の所得に対して20%、54万5,200SEK以上の所得に対して25%)
 - (3)年金保険料(自己負担分)7%
- ・ただし、就労減税(税額控除措置)により、実際の税負担(税率)は上記よりも低い。

限界税率(2010年)



再掲:スウェーデンの税制(参考2:住民所得税)

住民所得税率(全国平均値)の推移



※2000年以前は教区税(1%前後)を含む

1980年代以降は概ね
30~31%台で推移

住民所得税の税率(2010年:高い自治体順)

●全国平均値 31.56% (コミュン:20.74% ランスティング:10.87%)

(%)	計	コミュン (市)	ランスティング (県)	所在地 (県)
1 R agunda	34.17	23.57	10.60	J ä m t l a n d s l ä n
2 D a l s - E d	34.09	23.64	10.45	V ä s t r a G ö t a l a n d s l ä n
3 S o l l e f t e å	34.08	23.09	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
4 H ä r n ö s a n d	34.03	23.04	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
5 Å n g e	34.02	23.03	10.99	V ä s t r a n o r r l ä n d s l ä n
6 O c k e l b o	33.97	22.80	11.17	G ä v l e b o r g s l ä n
283 S t o c k h o l m	29.58	17.48	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
285 D a n d e r y d	29.30	17.20	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
286 S t a f f a n s t o r p	29.28	18.89	10.39	S k å n e l ä n
287 S o l h a	29.22	17.12	12.10	S t o c k h o l m s l ä n
288 Ö r k e l l j u n g a	29.15	18.76	10.39	S k å n e l ä n
289 K ä v l i n g e	28.90	18.51	10.39	S k å n e l ä n
290 V e l l i n g e	28.89	18.50	10.39	S k å n e l ä n

1997~2009年の年平均伸率

保健健康関係支出	5.30%
高齢者関係支出	3.99%
GDP(名目)	4.04%

地方(特に北部)は高税率、
都市部は低税率の傾向

スウェーデンの税制(参考3:消費税・社会保険料)

消費税の適用税率

税率	対象
原則:25%	一般的な物品の販売・サービスの利用全て
12% (軽減税率)	食料品、芸術家本人により売却される芸術品、ホテル宿泊料金 等
6% (軽減税率)	書籍、新聞、旅客交通料金、映画や博物館の入場料 等
0% (免除)	不動産販売・賃貸、ガス・水道・電気、医療、教育、社会サービス、銀行・金融サービス 等

社会保険料(税)の税率

(%)

	2009		2010		2011	
	使用者	被用者	使用者	被用者	使用者	被用者
疾病保険料	6.71		5.95		5.02	
遺族年金保険料	1.70		1.70		1.17	
老齢年金保険料	10.21	7.00	10.21	7.00	10.21	7.00
両親保険料	2.20		2.20		2.20	
労働災害保険料	0.68		0.68		0.68	
労働市場保険料	2.43		4.65		2.91	
小計	23.93		25.39		22.19	
一般賃金税	7.49		6.03		9.23	
合計	31.42	7.00	31.42	7.00	31.42	7.00

(注) 自営業者については異なる保険料率(2011年:合計28.97%)が適用されている。

スウェーデンの個人番号制度(概要)

スウェーデンでは全ての住民に対して個人番号(Personal Identity Number :PIN)が発行されており、同番号は住民登録、納税等の行政手続きのみならず、銀行や保険契約、オンラインでの買い物など、日常生活でも活用されている。

1. 歴史

- 1571年 教会教区への住民登録開始
- 1686年 住民登録に関する全国統一制度
- 1947年 個人番号(PIN)導入
- 1960年代 記録のデジタル化(コンピュータ化)
- 1991年 住民登録業務の教会から国税庁への移管

2. 仕組み

○国税庁(税務署)が住民登録に際して番号を発行。

【出生】医療機関の出生記録の通知に基づき発行

【移住】本人の届出(1年以上居住する場合の住民登録)に基づき発行

○公的分野での活用

国税庁が管理する住民登録データベースには、個人番号のほか、氏名、住所、出生地、国籍、両親・配偶者・子の状況等の情報が記録。これらの情報は多くの公的機関に提供され、活用されている。

(例) 国税庁(国税・地方税・社会保険料の徴収)、社会保険庁(受給権付与、支給事務)、コミュン(福祉行政等)、ランステイング(医療行政等)、移民庁、中央統計局、等

○民間分野での活用

銀行口座の開設、保険契約、オンラインでの買い物等、民間の取引においても、本人の識別のために個人番号の提示が求められるケースが多い。

(※)なお、民間企業は国税庁の住民登録データベース等から情報提供を受けたSPAR(公的機関)より、氏名・住所等の情報(個人番号は含まれず)について有料で提供を受けることが可能。

(例:DM送付のため、「30歳~40歳、年収100万SEK以上、子供有り」という条件に該当する者の氏名・住所)

○個人情報保護については、データ検査院が監視・対応を実施。

3. 個人番号の内容

【国税庁発行のIDカード】



54 11 12 - 259 0
①生年月日 ②生誕 ③チェック
 番号 番号

■個人番号は10桁

①最初の6桁→生年月日(上記の例は1954年11月12日生れ)

②次の3桁→生誕番号

同日に出生した人に乱数的に割り振られる番号。
男性は奇数、女性は偶数。

③最後の1桁→チェック番号

①②を用いて定式から算出。エラー防止用。

※上記IDカード発行は国税庁による有料のサービス。全国民共通の身分証明書は存在せず、個人番号を記載した社員証や運転免許証等がIDカードとして携帯されている。

スウェーデンの産業経済(特に対日関係)

1. 特徴

- 「選択と集中」: (ニッチに) 一点特化した技術で高い世界シェア
数多くの国際的企業: エリクソン(通信)、ボルボ(トラック)、ABB(重電)、SAAB(航空機・軍需)、テトラパック(紙加工)等
- 「雇用を守らず人を守る」: 積極的労働市場政策
生産性の低い企業・業種から高い企業・業種への労働力移動の促進

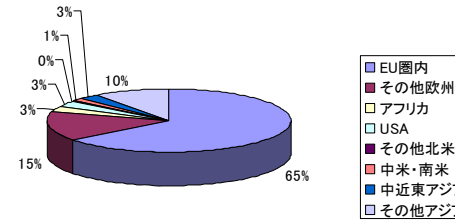
2. 対日貿易の現状

- 財・サービスの貿易はここ10年間横ばい
- 日本からの輸出の4分の1は乗用車。約6割は自動車を含む機械製品
- スウェーデンからの輸入の首位は木材。また、医療用、物流、建設機械等には輸入相手国として首位の品目も多い

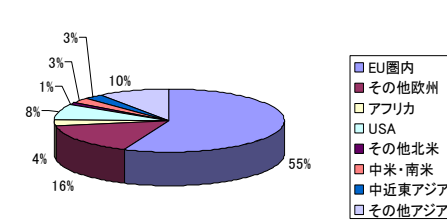
3. 我が国から見たスウェーデン

- 日・スウェーデン間投資には好事例
- EUのゲートウェイとしてのスウェーデン
- 「日本人」にこだわらない日系企業
日系企業は180社以上。一方、日本人駐在員を置く日本商工会加盟社は16社

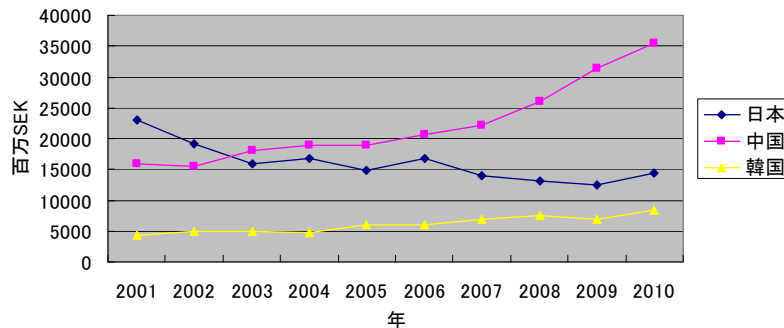
スウェーデンの輸入(地域別割合)



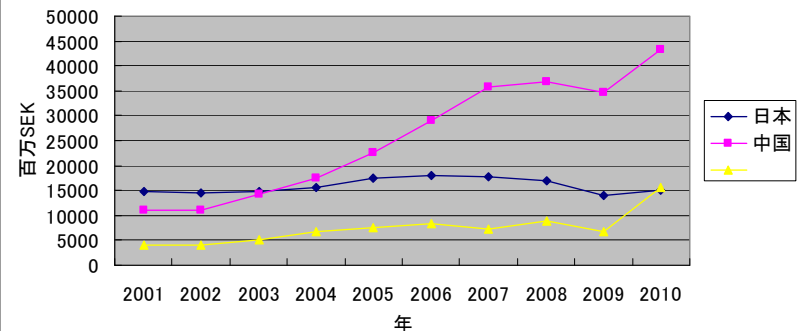
スウェーデンの輸出(地域別割合)



スウェーデンからの輸出



スウェーデンによる輸入



Forbes誌
「グローバル企業2000社」
(2010)におけるスウェーデン企業

Rank	会社名	分野	売上高 単位: 10 億ドル
95	Nordea Bank	銀行	22.81
208	TeliaSonera	通信サービス	15.24
267	Svenska Handelsbanken	銀行	8.81
276	Ericsson	テクノロジー	28.83
427	H&M Hennes & Mauritz	小売業	14.54
452	SCA-Svenska Cellulosa	家庭用品	15.48
462	Investor	総合金融	4.98
527	SEB-Skand Enskilda Bank	銀行	13.02
537	Volvo Group	耐久消費財	30.49
564	Atlas Copco	資本財産業	8.9
640	Skanska	建設	19.1
688	Swedbank	銀行	10.23
790	Electrolux Group	耐久消費財	15.24
896	Sandvik	資本財産業	10.05
1045	Tele2	通信サービス	5.48
1104	SKF Group	資本財産業	7.85
1176	Assa Abloy	ビジネスサービス	4.88
1201	Kinnevik	総合金融	1.17
1212	Industrivarden	総合金融	2.79
1311	Securitas	ビジネスサービス	8.75
1392	Alfa Laval	資本財産業	3.64
1528	Swedish Match	飲食・たばこ	1.98
1667	SSAB	材料	4.17
1684	Getinge	ヘルスケア	3.19
1747	Boliden	材料	3.86
1850	NCC Group	建設	7.24
1909	Lundbergs	総合金融	2.94

52

出典: "Forbes Global 2000"
http://www.forbes.com/lists/2010/18/global-2000-10_The-Global-2000_Counrty_13.html

科学技術振興機構まとめ

森林資源

- ・寒冷な気候条件の下で、**国土の約7割**が森林地帯となっている。
平坦な地形に**平地林**が広がる。
- ・**針葉樹**が大半(トウヒ・マツ類81%、カバ類13%、南部はブナ・ナラ類の落葉樹林帯)
- ・1903年森林法により資源維持義務づけ。
計画的な伐採、植林により、蓄積量は年々増大。
- ・民有林が76%(零細所有50%、企業有26%)
- ・保全林面積は5%であるが、森林所有者に保全義務が課されている。



林業・林産加工業

- ・平地林のため機械化による非常に**高い生産性**。
- ・河川・湖沼による**廉価な水運**、林道網。現在ボスニア湾岸を走るボスニア鉄道を建設中。
- ・木材、パルプなど素材生産の他、製紙、木造住宅、家具などの加工製造も盛んで地方部の重要な産業。
※関連企業(日本との関連)
 - ・**SCA社**; 総合林産加工メーカー。2. 6万km²ほどの林地を有し、材木、パルプ、紙、バイオ燃料等を製造。
スウェーデンの木材輸出の3割を担う。積水ハウスのシャーウッド構造材の素材を提供。
 - ・**ベリクヴィスト・インション社**; 日本を最大輸出先とする製材会社。欧州でJAS認定第1号。
 - ・**トーモク・ヒュース社**; スウェーデンハウスの部材提供。
 - ・**コマツ・フォレスト社**; 林業用重機の製造。2004年からコマツの傘下に。

輸出

- ・**材木・木材製品で世界2位**、パルプ3位。森林関連生産の**85%が輸出**に回る。
- ・同国**輸出総額の11%**を占める。(輸出先は主に欧州。
- ・木材は**日本への輸出の最大品目**となっている。住宅メーカー等は**東日本大震災後の住宅需要**に大きな関心。

環境対策

- 皆伐、人工更新が多く、効率的であるが、1993年森林法改正により環境重視に。
間伐材等をペレット化し**地域熱暖房燃料**として利用。

2008年、スウェーデン政府が「2020年までに新料理国家(new culinary nation)として確立する」とのビジョンを策定

1. 目的

スウェーデン食文化の普及や食品産業への投資により、

1. スウェーデン産食品の輸出拡大

2010年 スウェーデン食品輸出の割合は、
全スウェーデン輸出の約4.7% (540億スウェーデン・クローナ)

→目標: 2015年までに上記を2倍

2. 関連分野の雇用促進

2020年までに2万人の雇用創出

3. スウェーデンへの観光推進

⇒成長

⇒スウェーデンへの良好なイメージ醸成による海外
におけるスウェーデンビジネス価値の普及、
国益及び他国との長期的関係の向上

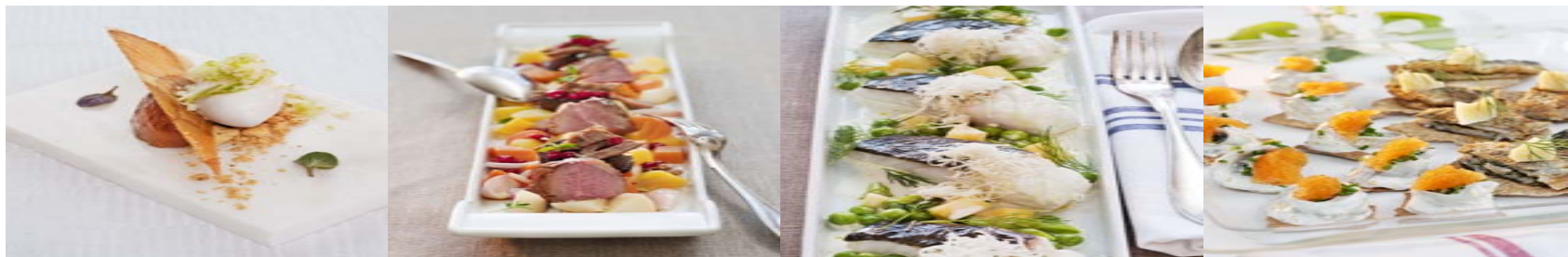
2. アクション・プラン

1. 第一次生産 環境・動物への配慮、安全性
2. 加工食品 食品輸出を2020年までに倍増
3. 学校や福祉施設の食事の質を向上
4. グルメの促進→観光
5. 外食産業の数・質を向上

3. 具体的な方策の一例

在外のスウェーデン大使公邸をスウェーデン料理普及の拠点として活用

- スウェーデン料理のデジタル・レシピ集をボキューズ・ドールでスウェーデン代表を務めたシェフ等監修及び当国オーレブロー大学調理学部協力の下、作成し、
 - ・スウェーデン大使公邸料理人に配布
 - ・スウェーデン・インスティテュートのウェブサイトに掲載(3日に1度更新)
(<http://blogs.sweden.se/food>)
- 現地雇用の公邸料理人を対象としたスウェーデン料理研修を2011年5月に実施(於:オーレブロー大学)
- オーレブロー大学にて、「(スウェーデン)外交団のための大使館料理 (Embassy's Meal for Diplomatic Representation)」を2011年9月に開講(4つのコースからなる10週間のプログラム)

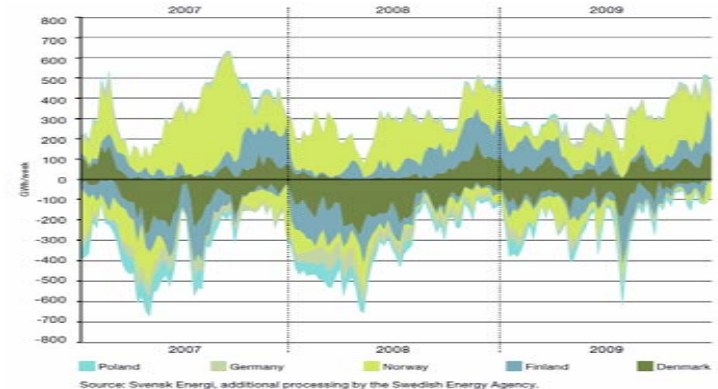


スウェーデンのエネルギー政策(主に電力)

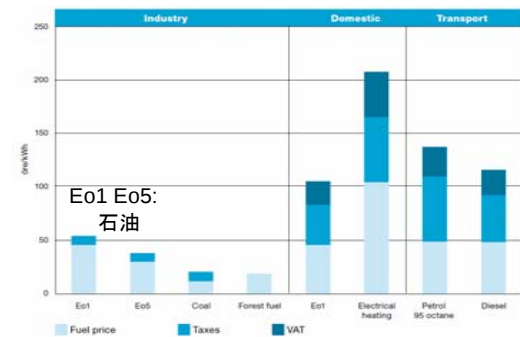
1. ポイント

- 電源構成(原子力:水力がほぼ1:1)
- 北欧諸国で電力市場を形成(ノルドプール)
- 原子力開発は初期より実績・高い運転率
- 過去の原発廃止方針は変更。既存炉リプレイス方針
- 税制等により産業の競争力を失わずに再生エネルギーの開発を志向
- 天然ガス利用の増加によるロシア依存には警戒感

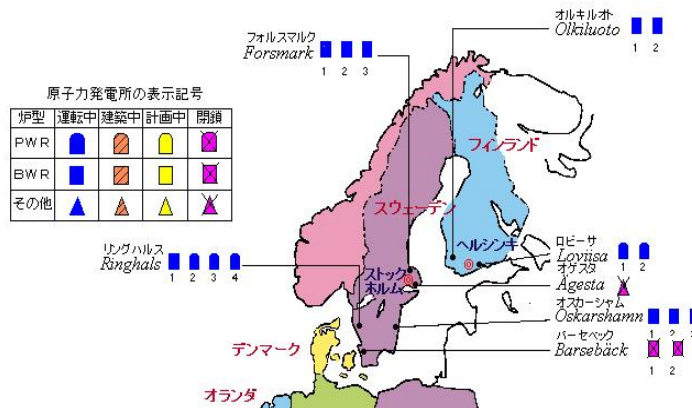
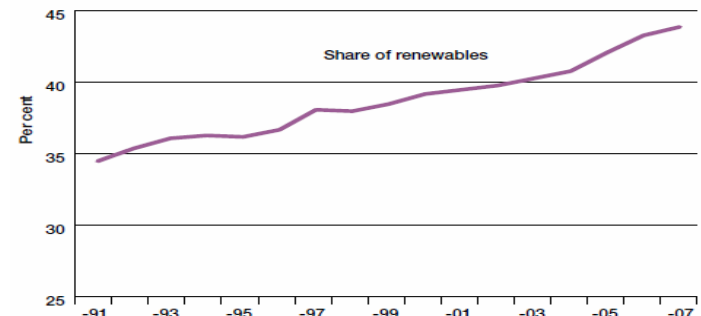
スウェーデンの電力の輸入(+)と輸出(-)の国別内訳
2007年1月~2009年12月



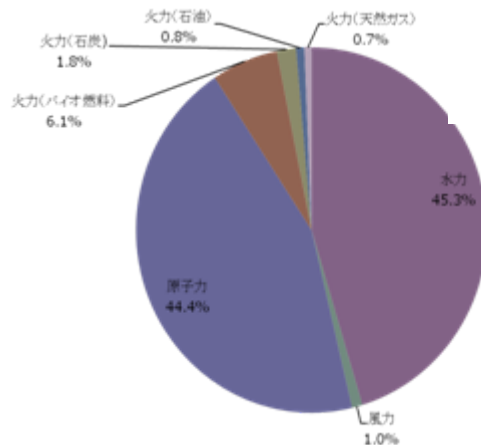
対象セクター別エネルギー料金(2009)



エネルギー消費に占める再生エネルギーの割合
(水力を含む)



スウェーデン・フィンランドの原子力発電所の立地地点と炉型



水力発電量(2009)
660億kwh
日本:838億kwh
(2009年度)全体の約8%

スウェーデンの電力供給の発電方式別内訳
(2007年)

スウェーデンの科学技術政策

1. ポイント

➤政策的に研究開発を重視

研究開発費対GDP比3.6%:世界第2位

政府研究開発費(2010年) 294.7億クローナ(約4千億円)

我が国の1/8程度(名目GDPは1/12程度)

➤計算機科学を中心とした分野融合、産学連携研究が進展

米国機関を除けばアップサラ大学が論文引用数1位

➤ライフサイエンス、環境分野、工学、化学にも強み

カロリンスカ研究所:生物医学分野における世界的研究機関

／製薬企業等との共同研究、バイオベンチャーの活動

➤研究・イノベーション法:政府研究開発の4年間の方針を規定(予算含む)

医学(再生医療・がん・介護等)／技術(ナノテク・材料・IT等)／気候(エネルギー等)／その他(安全・危機管理) 次期法案は2012月秋に提出

➤宇宙開発・加速器等の巨大科学技術の分野では欧州内協力に参加

欧州宇宙機関(ESA)に当初から参加／欧州核破砕中性子源計画(ESS)の南部ルンドへの誘致決定(2009)



欧州核破砕中性子源計画(ESS)完成予想図

2. 課題

➤産業のイノベーションに偏重した研究開発投資のあり方に懸念も存在

➤初中教育において数学教育の水準低下等の指摘

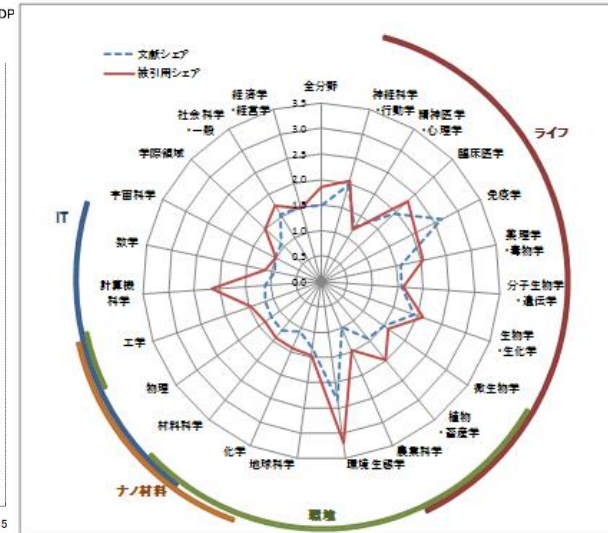
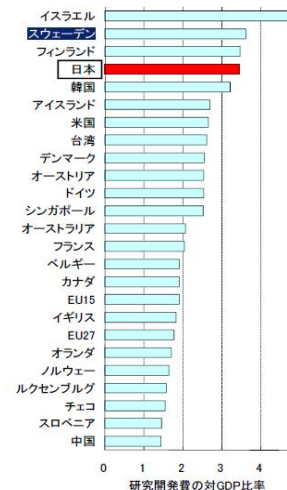
3. 我が国との関係

➤科学技術政策における課題、科学技術により解決すべきと考える課題について、我が国とスウェーデンは関心が共通

➤我が国にとって対等な協力相手

2012年に次回日・スウェーデン科学技術合同委員会開催予定

【図表 1-1-2】 各国の研究開発費総額の対 GDP 比率(2007 年)



スウェーデンとノーベル賞 その1

1. ノーベル賞の概要

- ダイナマイト発明者アルフレッド・ノーベルの遺言に基づくもの
- 「人類に最大の貢献をもたらした人々」に授賞
- 1900年6月ノーベルの遺産を運用するノーベル財団設立、1901年第1回授賞
- スウェーデン王立科学アカデミー(物理学賞・化学賞)、カロリンスカ研究所(生理学・医学賞)、スウェーデン文学アカデミー(文学賞)が各賞を授与
 - ※平和賞はノルウェー議会選出の委員会による／経済学賞はノーベル賞の選考プロセスに倣い、スウェーデン国立銀行からの資金により運営されるものとして1968年創設
- 各分野毎に最大3名まで受賞。賞金1000万クローネ(約1億2千万円)
- 授賞式は毎年12月10日(A.ノーベルの命日) この日を含む1週間は王室をはじめ国をあげてのセレモニー(ノーベルウィーク)
- 2011年までに851名が受賞(うち、日本人受賞者は18名※)
 - ※南部陽一郎博士(米国籍)を含む
- ノーベル財団の資金規模 3,151百万クローネ(約380億円)



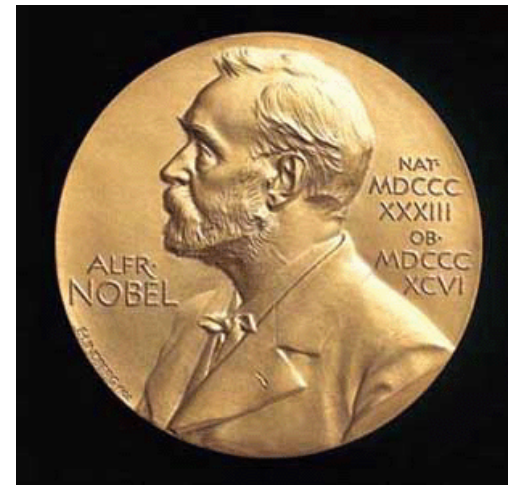
2010年授賞式(毎日新聞社HPより)

2. ポイント

- 厳正な審査プロセス(特に自然科学)+歴史→権威の確立
- 「分野に授与されるもの」:最初の発見、発明及び改良に貢献した者
- 常任委員会と北欧+世界中からの推薦制度
- 審査過程は50年間非公開
- スウェーデンの貴重な外交リソース

3. 何をすべきか

- 関係者への直接的な働きかけは無意味・有害
- 認識されている我が国の研究者の実績
- 日本人受賞者が出た際に最大限協力。ノーベル賞関係者との関係構築
- 日・スウェーデン間の科学技術・学術の連携・協力の推進、人的交流は長期的にみて有意義



スウェーデンとノーベル賞 その2

国別・分野別のノーベル賞の受賞者数 (1901~2011年)

分野 国名	物理学	化学	生理学・ 医学	経済学	小計	文学	平和	計
アメリカ	85	60	94	47	286	10	25	321
イギリス	21	26	29	8	84	11	12	107
ドイツ	24	28	16	1	69	8	4	81
フランス	12	8	10	1	31	15	9	55
スウェーデン	4	4	8	2	18	8	5	31
スイス	3	6	6	—	15	2	10	27
旧ソ連	11	1	2	1	15	3	2	20
日本	6	7	1	—	14	2	1	17
オランダ	9	3	2	1	15	—	1	16
イタリア	3	1	3	—	7	6	1	14
デンマーク	3	1	5	—	9	3	1	13
カナダ	3	4	2	1	10	—	2	12
オーストリア	3	1	4	—	8	1	2	11
ベルギー	—	1	4	—	5	1	4	10
イスラエル	—	4	—	2	6	1	3	10
ノルウェー	—	1	—	3	4	3	2	9
南アフリカ	—	—	1	—	1	2	4	7
オーストラリア	—	—	6	—	6	1	—	7
スペイン	—	—	1	—	1	5	—	6
アイルランド	1	—	—	—	1	3	1	5
アルゼンチン	—	1	2	—	3	—	2	5
インド	1	—	—	1	2	1	1	4
ポーランド	—	—	—	—	0	3	1	4
その他	3	4	3	1	11	19	31	61
計	192	161	199	69	621	108	124	853

日本のノーベル賞受賞者 (2011年まで)

氏名	受賞分野	受賞年	出生地	主な学歴	現職等
湯川 秀樹	物理学賞	昭和24年	東京都	昭和4年京都帝国大学理学部卒業	死去 (昭56.9.8)
朝永 振一郎	物理学賞	昭和40年	東京都	昭和4年京都帝国大学理学部卒業	死去 (昭54.7.8)
川端 康成	文学賞	昭和43年	大阪府	大正13年東京帝国大学文学部卒業	死去 (昭47.4.16)
江崎 玲於奈	物理学賞	昭和48年	大阪府	昭和22年東京帝国大学理学部卒業	横浜薬科大学長
佐藤 栄作	平和賞	昭和49年	山口県	大正13年東京帝国大学法学部卒業	死去 (昭50.6.3)
福井 謙一	化学賞	昭和56年	奈良県	昭和16年京都帝国大学工学部卒業	死去 (平10.1.9)
利根川 進	生理学・医学賞	昭和62年	兵庫県	昭和38年京都大学理学部卒業	マサチューセッツ工科大学教授 (独)理化学研究所脳科学総合研究センター長
大江 健三郎	文学賞	平成6年	愛媛県	昭和34年東京大学文学部卒業	筑波大学名誉教授
白川 英樹	化学賞	平成12年	東京都	昭和41年東京工業大学大学院工学研究科博士課程修了	
野依 良治	化学賞	平成13年	兵庫県	昭和38年京都大学大学院工学研究科博士課程修了	(独)理化学研究所理事長
小柴 昌俊	物理学賞	平成14年	愛知県	昭和26年東京大学理学部卒業	(財)平成基盤科学財団理事長
田中 耕一	化学賞	平成14年	富山県	昭和58年東北大学工学部卒業	(株)島津製作所田中耕一記念質量分析研究所長
南部 陽一郎	物理学賞	平成20年	福井県	昭和17年東京帝国大学理学部卒業	マサチューセッツ工科大学名誉教授
小林 誠	物理学賞	平成20年	愛知県	昭和47年名古屋大学大学院理学研究科博士課程修了	高エネルギー加速器研究機構特別名誉教授、(独)日本学術振興会理事
益川 敏英	物理学賞	平成20年	愛知県	昭和42年名古屋大学大学院理学研究科博士課程修了	京都産業大学益川塾塾長、名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構長
下村 脩	化学賞	平成20年	京都府	昭和26年長崎医科大学歯学部卒業、岡山大学歯学部卒業	マサチューセッツ工科大学特別上席研究員
根岸 英一	化学賞	平成22年	旧満州(現中国)	昭和33年東京大学工学部卒業	パデュー大学特待教授
鈴木 章	化学賞	平成22年	北海道	昭和34年北海道大学大学院理学研究科博士課程修了	北海道大学名誉教授

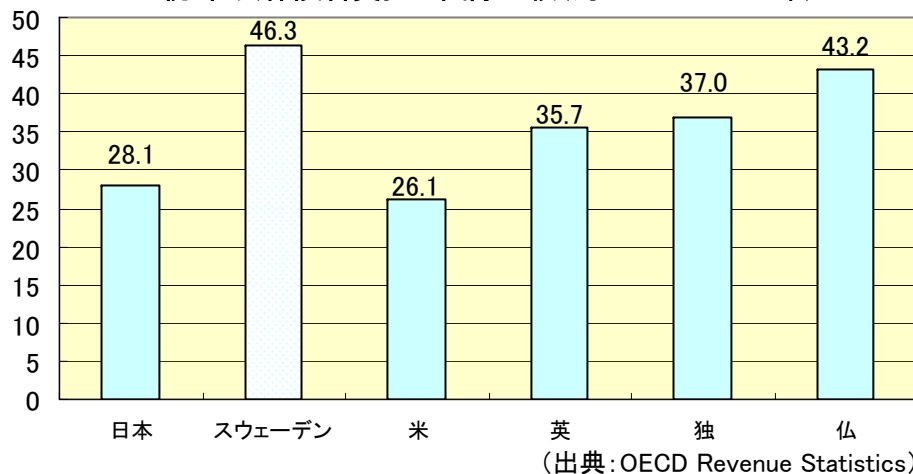
※南部陽一郎博士は、米国籍。

スウェーデンの社会保障(概要)

1. 「高負担」

(※)ただし、近年低下傾向にある。

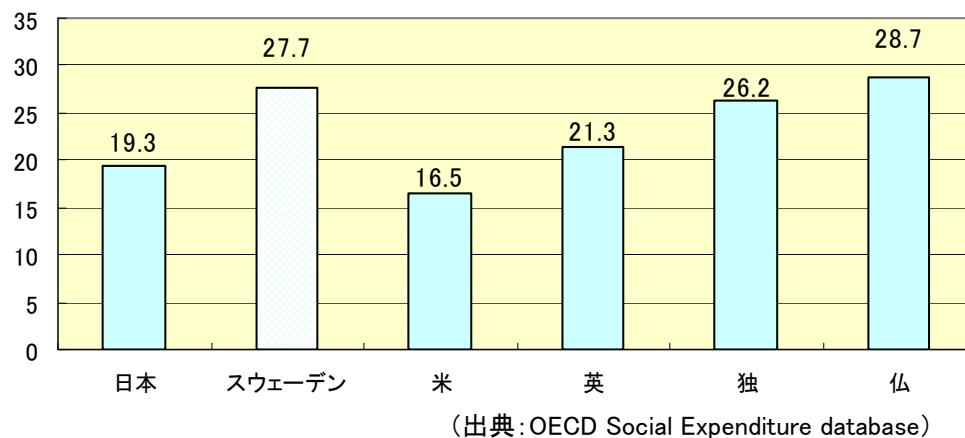
税・社会保険料負担の国際比較(対GDP比・2008年)



2. 「高福祉」

(※)ただし、近年低下傾向にある。

社会保障給付費の国際比較(対GDP比・2007年)



※ 日本とスウェーデンを比較すると、給付の全体規模だけでなく、給付の内容面でも違いがある。

例)・現役世代に手厚い、・老齢年金以外の現金給付の割合が高い

3. 概要と実施体制

年金

- 1999年に大改正。
- 新制度は、社会保険方式(所得年金(賦課方式)と積立年金(積立方式)という2つの部分)と税方式の「最低保障年金」の組み合わせ。
- 「概念上の拠出建て」で年金保険料水準を将来に向けて固定(18.5%)。
- 国(年金庁等)が運営。保険料徴収は税金とともに国税庁が実施。

医療

- 医療サービスは税方式(地方税)でランスティング等(県に相当。全国で21)が提供義務を負う。
- 多くはランスティング直営。ただし、近年は民営(ランスティングより委託)が増加。
- 病院等の民営化、サービス量不足の問題について議論がある。

福祉

- 福祉サービスは税方式(地方税)でコミュン(市町村に相当。全国で290)が提供義務を負う。
- 多くはコミュン直営。ただし、大都市部を中心に民間委託が進んでいる。
- 高齢者、障害者等に対しては、在宅サービス、施設サービスが提供される。
- 児童の保育サービスは教育制度の一部。育児休業、児童手当などの現金給付も含めた手厚い家族支援施策を実施。

(参考) ・ 平均余命(2010) 男性79.5年 (日本79.64年)
女性83.5年 (日本86.39年)

・ 人口高齢化率(2010年) 18.5% (日本22.7%)
(2050年) 24.1% (日本37.8%)

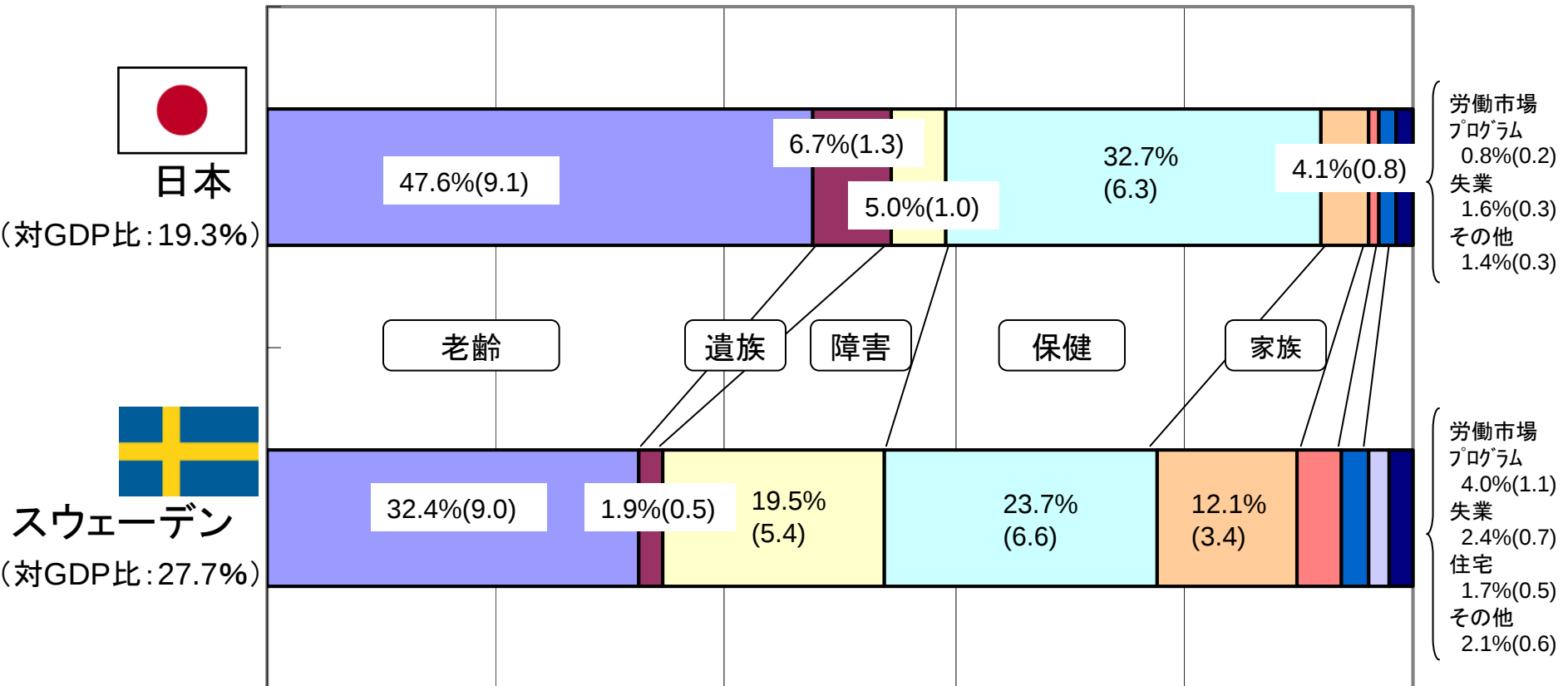
※80歳以上の比率(2010年) 5.3% (日本6.2%)

・ 合計特殊出生率(2010年) 1.98 (日本1.39)

社会保障給付の内訳

- ・日本はスウェーデンと比べて老齢、保健分野への支出割合が大きい。
- ・スウェーデンは日本と比べて障害、家族、労働市場プログラムへの支出割合が大きい。

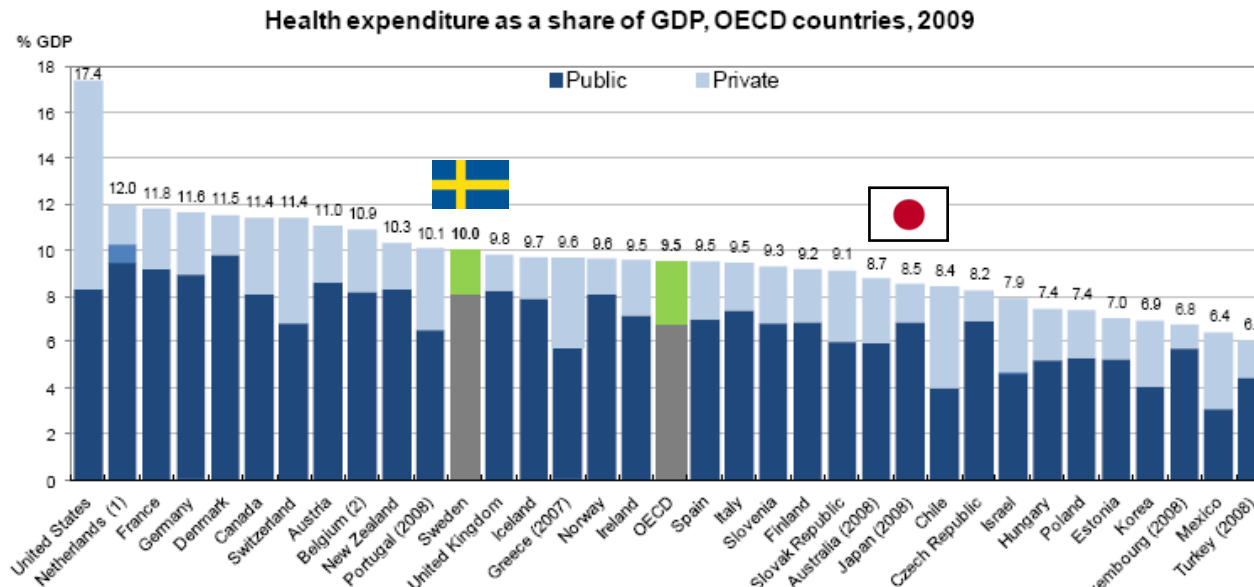
社会保障給付の内訳(2007年)



※パーセンテージは全体の構成割合。括弧内は対GDP比の値

(出典)OECD Social Expenditure databaseより作成

医療関係データの比較(OECD ヘルスデータ2011より)



	平均(2009)	スウェーデン	日本
国民一人当たり保健関係支出 (US\$)	3223 (うち公的財政より :71.7%)	3722 (うち公的財政より :81.5%)	2878 (2008) (うち公的財政より :80.8%)
医師数(人口千人当たり)	3.1	3.7 (2008)	2.2 (2008)
看護師数(人口千人当たり)	8.4	11.0 (2008)	9.5 (2008)
救急ベッド数(人口千人当たり)	3.5	2.0	8.1
診療所数(国民1万人当たり)	—	1.3(2010)	7.8(2010)
平均余命	79.5	81.4	83.0
乳児死亡率(年間1000出産当たりの生後1年未満の死亡率)	4.4	2.5	2.4
肥満率	15.1%	11.2%	3.9%

【出所】OECDヘルスデータ2011(2011. 6) 診療所数は保健福祉庁(瑞)、厚生労働省(日)の統計

社会保障分野における最近のトピック

○現政権(中道右派)は、2006年選挙で政権奪取後、

・給付削減につながる改革(疾病保険改革等)、負担削減につながる改革(就労促進減税、年金受給者への減税等)を段階的・継続的に実施(⇒「福祉」「負担」の対GDP比は低下傾向)

・医療、高齢者ケア分野における民間参入を促進

○これらの改革に関連して、質の低下等が問題とされることがあるが、制度の抜本的な改革という議論にはなっていない。

年金

■年金給付減額改定

経済や人口動態の変動に応じて年金支給額を自動的に調整する「自動財政均衡メカニズム」について、2010年に初めて発動。

2010年: ▲3.0%

2011年: ▲4.3%

2年連続減額改定

■年金受給者への減税

年金給付額の減額改定や勤労者への就労促進減税実施を踏まえ、2009年以降、年金受給者への減税措置(65歳以上の者の税制上の基礎控除額の拡大)を数次にわたり実施。

■定年の延長

現在企業に対し希望する者について67歳までの雇用継続を義務付けているが、これを69歳に引き上げることを検討中。

医療

■患者の自由選択制と民間参入の促進

2010年、初期医療について、全てのランディング(県)に患者による医療機関の自由選択制度(≡民間事業者による参入の促進)の導入を義務付け

■「待ち行列」の問題

財政制約を受けた医療資源の不足による患者の「待ち行列」が問題に。対策として、ランディング(県)に一定期間内に必要な医療サービスを提供することを求める「ケア保証」を法制化(2010年)

・民間参入促進について、国民の税金が医療の質の向上ではなく企業利益となっているとの批判がある。

・高齢者への適切な医療、医療の地域格差等が問題視されている。

高齢者ケア

■自由選択制と民間参入の促進

2009年、高齢者ケアサービスについてコミュニティ(市)の判断により自由選択制度(≡民間事業者による参入の促進)を導入できるよう法整備

・民間参入促進について、医療と同様の批判がある。また、民間経営の高齢者ケア施設で、虐待、不十分・不適切なケア等の問題が発生している。

・今後の人口高齢化の進展に伴い、費用の増大が見込まれる(⇒公的財源により対応する守備範囲の見直しの議論へ)

★主に医療の観点から、社会省に高齢者ケアに関する特別チームを設置し、改善策を検討中(2014年目途に結論)

その他

■家族政策

ベビーブーム。一部のコミュニティ(市)においてプレスクールの不足や児童の過剰収容が問題に。

■疾病保険改革

2008年、傷病手当の支給期間の上限設定等、支給要件の厳格化を実施。

就労できない重症者が手当を受給できなくなる等が問題に。

■失業保険改革

2008年、失業保険について、保険料の引上げや給付料率の引下げ等の改革を実施。

なお、失業保険制度の強制化を検討する議論がある(※現在は加入は労働者の任意)

近年の社会保障分野における立法活動等

2006年9月

社民	中道右派
年金 ・年金制度の抜本改革(1999/2003年完全移行) ・高齢者生計費補助の導入(2003) ・障害年金制度の抜本改革(2003) ・遺族年金の支給要件の改正(2003)	・自動財政均衡メカニズム発動基準の緩和(2009) ・傷病補償年金の3年毎の検定の導入(2009) ・公的年金制度の管理・運営を一元的に行う年金庁の設立(2010)
医療 ・政府・SKLの合意に基づくケア保証制度の導入(2005) ・病院の委託制限法(2006) ・「高齢者医療・高齢者ケア10ヵ年国家戦略」(医師による在宅医療への関与の強化等)(2006・2007)	・病院の委託制限法の撤廃(2007) ・歯科医療改革(2008) ・医薬品の専売制の廃止(2009) ・選択の自由推進法・初期医療の住民選択制の法制化(2009・2010) ・ケア保証の法制化(2010) ・新患者安全法(2011)
高齢者ケア ・高齢者・障害者福祉サービス利用者負担限度額保障制度の導入(2002) ・「高齢者医療・高齢者ケア10ヵ年国家戦略」(医師による在宅医療への関与の強化等)(2006・2007)(再掲)	・高齢者ケア分野の選択の自由推進法(2009) ・家族介護者への援助の義務化(2009) ・高齢者の尊厳確保の強化(2011)
傷病・失業 ・雇用主からの傷病給与の期間延伸(2003)* ・傷病手当の給付水準の引下げ(2003)* (*2005年に従来水準へ再改正) ・失業保険監督庁の設立(2004) ・傷病手当の雇用主による一部負担制度の導入(2005)	・傷病手当の雇用主による一部負担制度の廃止(2007) ・傷病手当の厳格化(受給期間上限設定・支給率引下げ)(2007・2008) ・失業保険の厳格化(保険料の引上げ・給付の引下げ)(2007・2008) ・傷病手当の厳格化の緩和(重病者の支給延長)(2010)
家族 ・保育サービス利用者負担限度額保障制度の導入(2002) ・4・5歳児に対する無償教育の導入(2003) ・児童手当の給付額の引上げ(2005) ・両親手当の給付水準の引上げ(2006)	・両親手当の均等ボーナス導入(2008) ・家庭での1～2歳育児に対する子育て手当(2008) ・教育政策の観点からの保育所関係改革(2011)

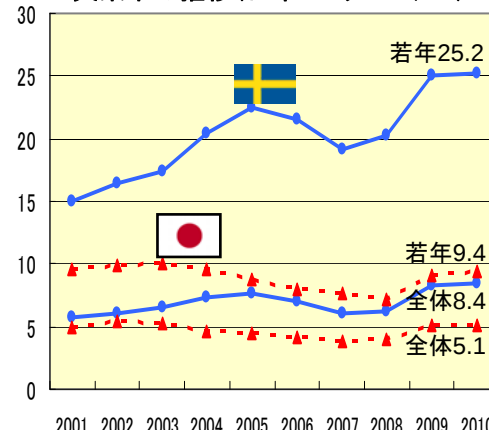
スウェーデンの雇用・労働政策

1. 雇用・労働情勢

※注記がない限りデータ出所はOECD Employment Outlook

■失業者はEU内では平均的な水準。ただし、若年失業者は高い水準となっており、若年失業者対策、長期失業者対策が課題となっている。

(%) 失業率の推移(日本・スウェーデン)



EU諸国の失業率(2010年)

	全体	若年者
スウェーデン	8.4%	25.2%
EU27カ国	9.6%	21.1%
ドイツ	7.1%	9.9%
フランス	9.7%	23.7%
イタリア	8.4%	27.8%
スペイン	20.1%	41.6%
イギリス	7.8%	19.6%

(出所)EUROSTAT

失業者に占める長期失業者の割合

(2010年)	6ヶ月以上	12ヶ月以上
スウェーデン	34.0%	16.6%
日本	55.6%	37.6%

2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010(年)

(注)・日本は15歳～64歳、スウェーデンは15歳～74歳の失業率

・若年失業率は15歳～24歳

(出所)日本・総務省労働力調査、スウェーデン・統計庁資料

■女性の就業率が高い労働市場

【労働力率】(2010年)

スウェーデン 男性:82.2% 女性:76.7%

日本 男性:84.8% 女性:63.2%(*OECD平均 男性:79.7% 女性:61.8%)

※スウェーデンは16歳～64歳人口、日本は15歳～64歳人口に占める労働力人口の割合

■短い労働時間、高い生産性

【一人当たり平均年間総実労働時間】(2010年)

スウェーデン:1624時間 日本:1733時間(*OECD平均:1749時間)

【労働生産性】(就業者一人一時間当たり生産性・購買力平価換算・2010年)

スウェーデン:49.8USD 日本:39.4USD(*OECD平均:43.9USD)

■男女の格差は日本よりも小さいが依然存在・課題となっている。

【短時間(週30時間未満)労働者に占める女性の割合】(2010年)

スウェーデン:63.3% 日本:70.3%(*OECD平均:70.0%)

【男女賃金格差】(フルタイム女性労働者賃金の男性賃金との差異・2009年)

スウェーデン:▲15% 日本:▲28%(*OECD平均:▲16%)

2. 雇用政策

■完全雇用を政策目標とし、「就労第一原則」(work-first)を堅持

・就労促進減税(勤労所得に対する税額控除)等により就労を促進

■積極的労働市場政策を展開

・雇用仲介庁が失業者に対し、職業紹介、雇用訓練プログラム等のサービスを提供。一般向け支援のほか、若年者、長期失業者、移民、障害者、長期病気休職者に対する重点的な支援プログラムを実施。

※プログラム参加中は活動支援手当を支給。また、参加拒否の場合に失業手当打ち切り有。

・インターンシップ受入企業や若年者・長期失業者採用企業への助成金や社会保険料減免により、訓練・雇用を促進。

■税制による雇用拡大

・住宅改築や家事サービス購入の場合の所得税額控除、レストラン消費税減税(検討中)【同分野の利用拡大→雇用拡大を図る】

3. その他

■労使自治を基本とした労働条件決定システム

・賃金等労働条件決定は業種別・職能別の労働組合と経営者団体との労使交渉(労働協約)が柱となる。

※最低賃金法は不存在。なお、EU加盟により差別禁止や労働時間規制等EC指令の国内法化を実施

・労働組合組織率は高い(約7割。*日本:約2割)が、近年低下傾向

■明確な解雇・雇用保護法制

・雇用保護法に基づき、一定のルールに則り余剰人員の解雇が可能

※ルール:予告期間、勤続年数が短い者からの解雇等

・本人が希望した場合、67歳まで雇用される権利有り

■充実した育児支援制度

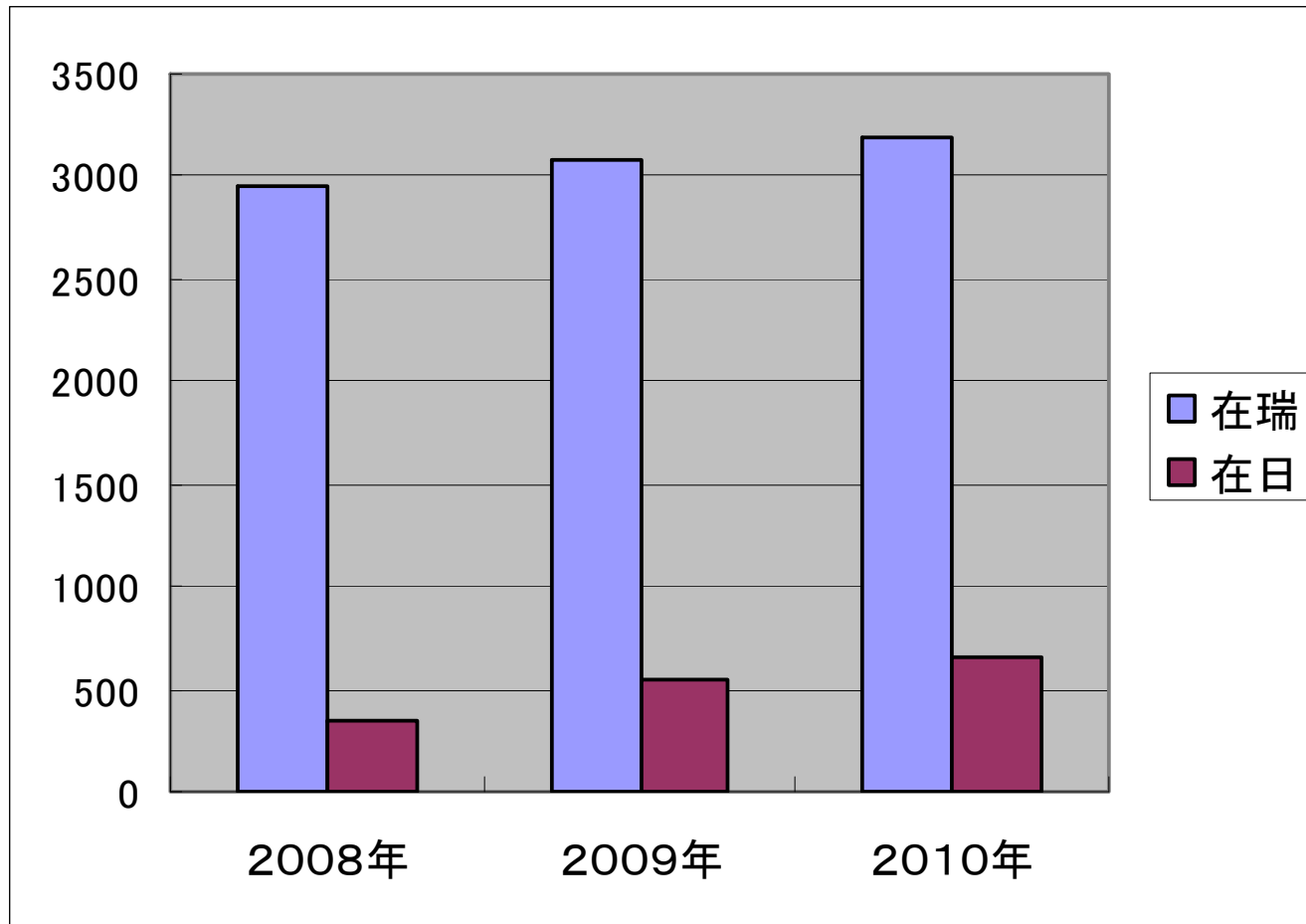
・両親保険制度により従前賃金80%の所得保障の下、育児、子の看護のための休暇を取得可能。

■充実した傷病、失業時の保障

・疾病保険制度により傷病による休暇に対して従前賃金80%を一定期間(原則1年間)保障。

・失業保険制度(任意加入)により失業時に従前賃金80%を一定期間(原則300日・200日以降は70%)保障。※未加入者にも国から一定額の給付有り

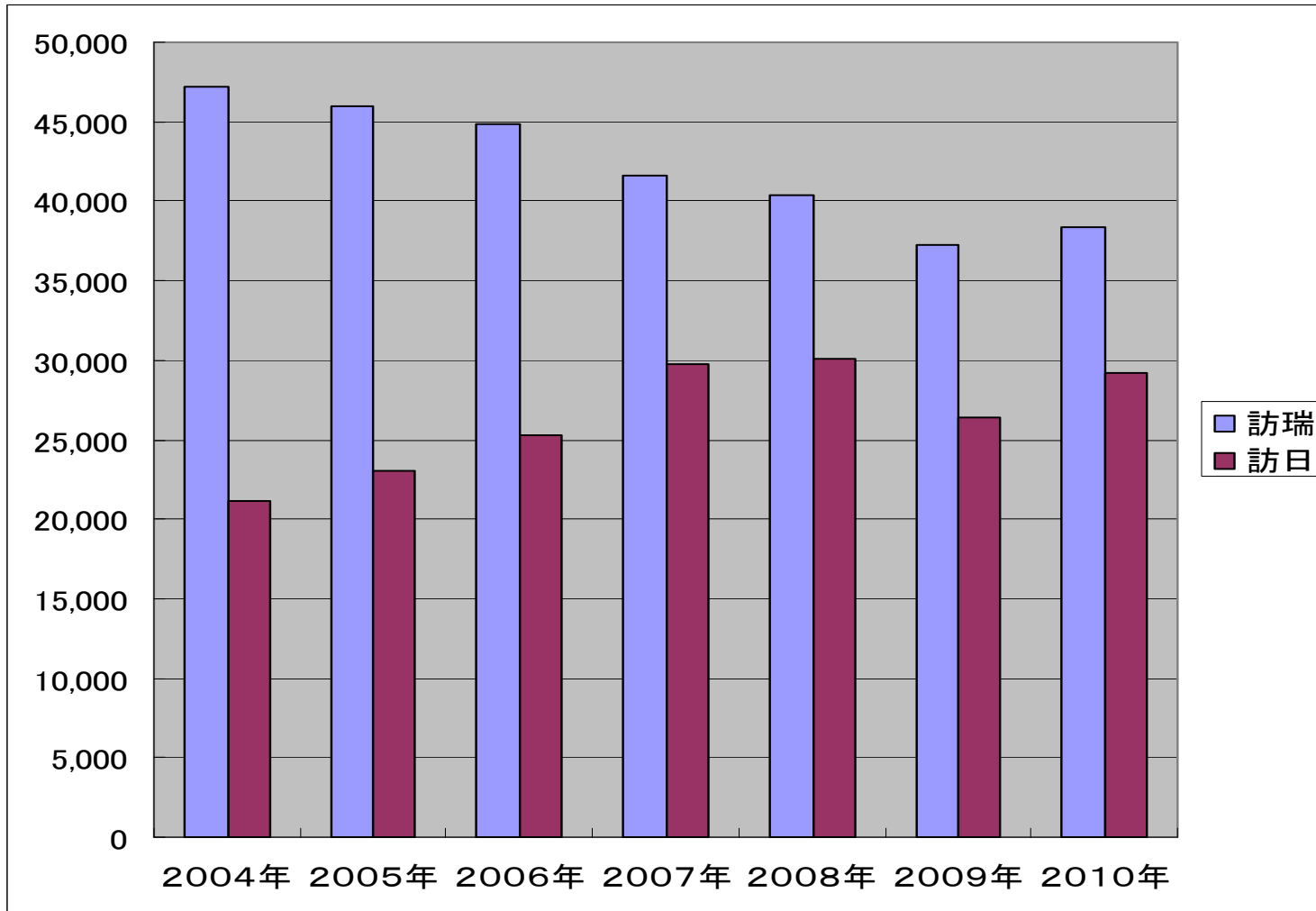
在スウェーデン邦人と在日スウェーデン人数



	在瑞典	在日本
2008年	2,954人	340人
2009年	3,087人	550人
2010年	3,183人	650人

※ 本データは両大使館に登録されている人数であり、特に在日スウェーデン人数については、大使館への登録が義務づけられておらず、実数は少なくともこの数字を上回るものと思われる。2011年11月11日現在では約600人のスウェーデン人が登録しており、東日本大震災で日本を離れたスウェーデン人も多かったが、反面震災を受けて登録する意識が高まってきている。

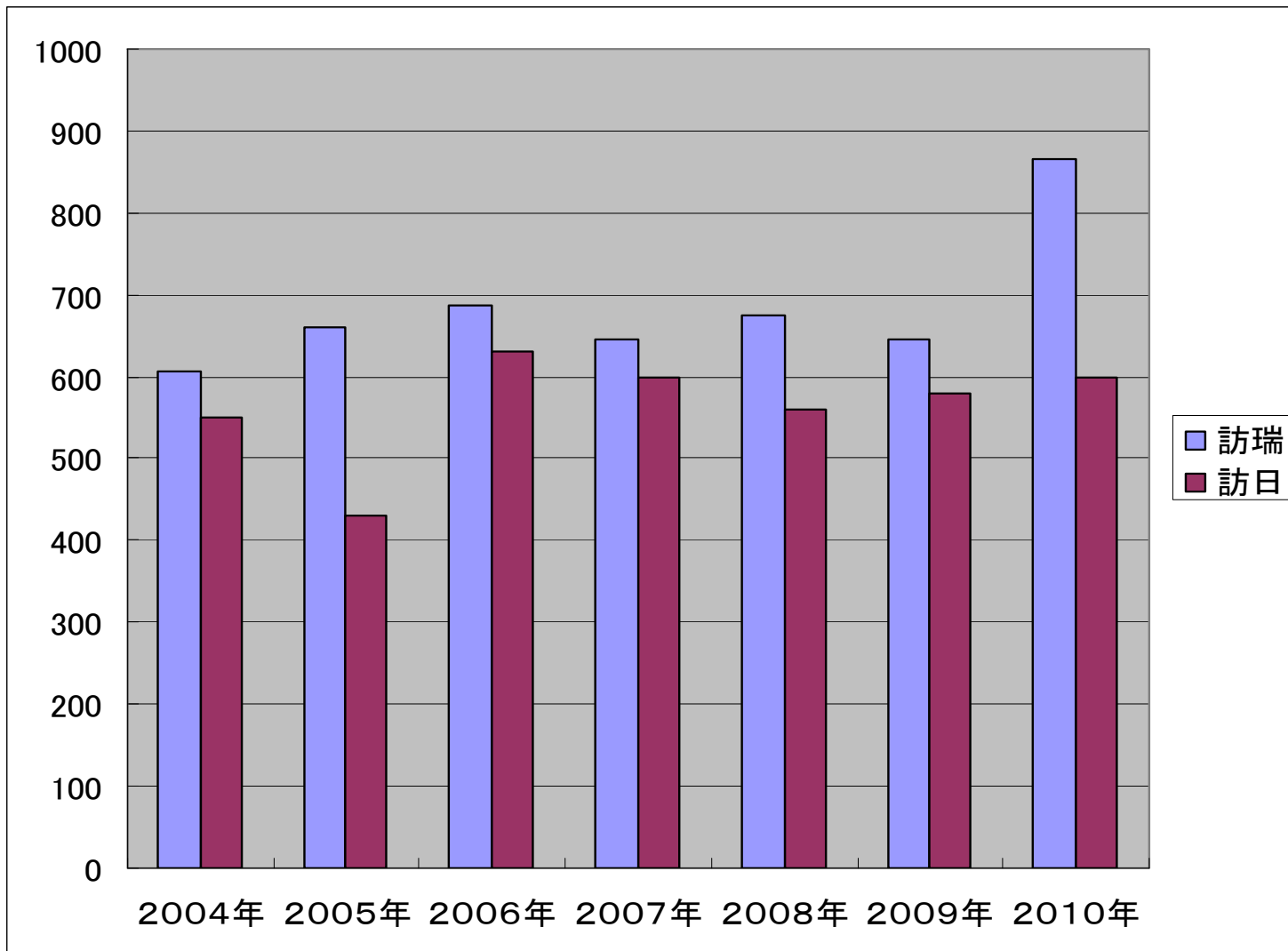
観光客数による比較



	訪瑞	訪日
2004年	47,200	21,102
2005年	46,000	23,097
2006年	44,800	25,299
2007年	41,600	29,792
2008年	40,400	30,118
2009年	37,200	26,384
2010年	38,400	29,188

* 訪日数: 日本政府観光局調べ 訪瑞数: スウェーデン中央統計局(SCB)調べ
訪瑞数は日本人観光客宿泊日数(SCB調べ)を2.5泊で割って算出したもの

査証発給件数による比較



	訪瑞	訪日
2004年	607	550
2005年	661	430
2006年	688	630
2007年	646	600
2008年	674	560
2009年	645	580
2010年	865	600

* 在スウェーデン日本大使館とスウェーデン国移民庁の査証発給件数を比較したもの